

令和2年度

自 己 点 検 評 価 書

令和3（2021）年3月

ノースアジア大学

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 2  |
| II. 沿革と現況                        | 6  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 9  |
| 基準 1 使命・目的等                      | 9  |
| 基準 2 学生                          | 18 |
| 基準 3 教育課程                        | 42 |
| 基準 6 内部質保証                       | 51 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 57 |
| 基準 A 社会貢献                        |    |
| 基準 B 地域に根ざした大学教育                 |    |
| V. 特記事項                          | 62 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 63 |
| VII. エビデンス集一覧                    | 75 |
| エビデンス集（データ編）一覧                   | 75 |
| エビデンス集（資料編）一覧                    | 76 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

ノースアジア大学の建学の精神は、「真理・調和・実学」である。

かつて、秋田県には私学の大学が一つも存在しなかった時代、秋田経済大学（ノースアジア大学の前身）は、経済的な理由によって学ぶ機会を失われてきた有意な青年に対して、も高等教育の機会を与え、人材教育をする目的のために設置された大学である。

当時の入学者には有識者も多く、社会に役立つ学問を学びたいという志を持った若者たちがほとんどだった。

この建学の精神は、本県における学祖として、幕藩時代から近代化が進む明治に至るまで、多大な影響を与えた佐藤信淵の教育的な思想、学問の立場と軸をひとつにするものである。また、設置者古田重二良は、佐藤信淵の思想と共に創設にあたって多大な影響を与えた者の一人であった。

本学の建学の精神は「真理・調和・実学」であるが、それぞれのステージはいずれも異なっている。

真理は、学問の普遍的な原則である。これに対し、調和は、社会とのかかわりでの捉え方である。また、実学は、学問の目的であり、そして学問と社会の橋渡しの実現である。実社会で役立たない学問は、学問とはいえないのである。

調和は、個の社会的存在である人の和を意味する。それは盲目的従属を意味するものではなく、孔子の論語の「和して同せず」という教えと軸を同じくしている。

真理を追究すれば、時に既存の思想や学説との間で、不調和が生じる。調和を優先し異説を唱えることが許されないとしたならば、学問の進歩はありえない。新しい発見や新学説などは生まれないのである。

建学の精神も時代とともにあるもので、当初の建学の精神も、時代とともに変遷していかなければならない。そうでなければ建学の精神が、時代から取り残された屍になりかねず、大学の進歩はありえない。建学の精神の解釈に、時代に通じる息吹を吹き込み、新しい境地を開かなければならない。それが経営者の使命である。

創立 60 年を超える学園の歴史の歩みのなかで、この「真理・調和・実学」の精神は脈々と受け継がれてきた。地域の熱い支持とこれに応えた多くの人材がその歴史を支えてきたのである。

昭和 28 年に創設され本学の礎となった学校法人秋田短期大学は、4 年制単科大学を有する秋田経済大学へ、更に法学部を加えた学校法人秋田経済法科大学へと発展した。平成 19 年には、新たな時代の要請に応じて、法人・大学の名称をノースアジア大学へと変更した。国際化が進むなかで、新たに観光学科を設置するなど、従来の枠を超えた学園の発展が意図された。新名称は、本学のアジアへ、世界へ向けた情報・文化の発信と国際交流を象徴するものである。

本学は、平成 25 年に創立 60 周年を迎えた。これを機に、建学の精神の意味内容を時代の変化に合わせて再認識するとともに、平易な文章で表現することを目的として、「建学の精神を時代に生かす検討委員会」を設置し、検討を重ねた。そして、次のような簡潔な文章にまとめ、広く公開した。

## 真理・調和・実学

戦後、秋田県には、私立の高等教育機関が存在しなかった。

このような社会文化の土壌の中で、地域に役立つ人材の養成を目的とする高等教育機関樹立の要望が地元から湧き上がり、その結果、昭和 28 年に本学園が設立され、建学の精神文化の礎が積み上げられてきたのである。言い換えれば、地域の土壌に根ざし、真に愛される学園として、地域の実情に適合しながら産業・経済の発展と文化の向上に寄与してきたのである。本学園の原点は、真理を学び、これを基にした、地域ひいては世界の発展に貢献できる人材の育成にある。

それは、実社会に役立つ学問を身につけ、人として調和のとれた優れた人材の養成を志向することであり、学園の存在の意義と目標はこのような目的に向かって常に成長していくところにある。

### 【資料 F-2：表紙裏、資料 F-5：表紙裏】

「建学の精神を支えるのは学問に向き合う姿勢である」ことを時代の変化のなかで今一度確認するため、新たなスタートの下で、建学の精神の中心をなす「実学」への取り組みは一層強化された。併せて学問に向き合う姿勢、学問をすることへの情熱が強く求められることとなった。明治維新前夜の卓越した思想家・教育者であった吉田松陰の教育に対する姿勢や、江戸時初期の学問の大家であり、多くの門弟をかかえながら終生一町民学者であった伊藤仁斎の学問に向き合う姿勢は、いずれも「実学」を重んじ、社会の役に立たない学問は学問とはいえないと述べている。このような思想は、現理事長が大学の理念を語るときにしばしば触れるところである。建学の精神を基礎として、学ぶ姿勢を重んじる学風が浸透しつつある。

本学園は、このような建学の精神を高く掲げ、未来へと受け継ぎながら歩み続けていく。

## 2. 大学の使命・目的

本学は、「真理・調和・実学」を建学の精神とし、地域の実情に即して産業・経済の発展に寄与してきた。すなわち、真理を学び実社会に役立つ学問を修め、人として調和のとれた人材を育成することを通して、地域社会に貢献してきたのである。このように、建学の精神に立脚して地域社会に役立つ人材を育成することは、地域に根ざした大学として本学に課せられた大きな使命であり、大学教育における目的でもある。より具体的には、本学学則 1 条に、以下のとおり簡潔にその目的及び使命が掲げられている。

「ノースアジア大学は教育基本法〔昭和 22 年(1947)年法律第 25 号〕の精神に則り、教養教育との密接な関連のもとに科学的で実践的な専門教育を施し、健全にして善良な社会人を育成することを目的とし、人類の福祉と国家の反映に寄与することを使命とする」

### 【資料 F-3】

このような使命・目的を踏まえて、学部・学科ごとの人材育成に関する目的と教育目的が次のように定められている。（ノースアジア大学学則 2 条 2 項）

○経済学部：経済社会に対応する実践的能力に長けた職業人を育成する。

経済学科：基礎力・応用力を養い、キャリアデザインすなわち職業設計を実現する就職力・仕事力を鍛え、民間分野あるいは公的分野における多様な職業で活躍する主体性と自発性を有する人材を養成する。

○法学部：実社会において必要とされる法的知識を修得させ、法的思考力を持つ人材を養成する。

法律学科：法的知識と教養知識を兼ね備えた有意な人材を育成する。

観光学科：法的素養を身に付けた観光事業における有意な人材を育成する。

以上のように、各学部各学科共に建学の精神を踏まえた使命・目的を掲げて教育にあたっている。【資料 F-3】

さらに本学では、教職員一丸となって、卒業後を見据え個々の学生の特性に沿った教育を実践し、職業人のみならず人としても優れた人間を育てる方針を採っている。これは大学および大学教職員の使命を、学生に対する学問的知識の教授に限るのではなく、教員が学生の生活にも関心を寄せ、学生がその後の人生設計を明確に描くことのできる力と自信を与えることであると考えているためである。

### 3. 大学の個性・特色

本学では、建学の精神を踏まえた個性的で特色ある教育システムを採用している。ここでは、特にカリキュラム構成と国家試験等センターを取り上げる。

#### 1) カリキュラム構成

本学はこれまで、時代の要請に応え、あるいは時代を先取りしたカリキュラム構成を採用してきた。これは本学の特色の一つである。

幅広くさまざまなことを学びたい学生や深く掘り下げて学びたい学生の要請に応える形で、各学科で採用しているコース制に大幅な変更を実施した。

経済学科：平成 26 年度から「国際ビジネス・マネジメント」「公務員」「金融」の 3 つのコースに「スポーツ経営」のコースを加えて 4 コースに変更した。

法律学科：平成 29 年度から「法職」「地域政策」「ジャーナリズム」の 3 つのコースを「行政」「企業」「法律」の 3 コースへと変更した。

国際観光学科：令和 2 年度から「国際」「行政」「経営」の 3 コースを「国際」及び「観光」の 2 コースへと変更した。

#### 2) 国家試験等センター

本学では、学生の勉学の質の向上や汎用的な力の修得を目的として、特色ある教育を実践している。その一つとして、公務員試験の合格や各種国家資格の取得を目指す学生に対して学修支援体制を整えている。この目的を達成するために、従来からの経済学部・法学部の教員による授業外支援に加え、そのさらなる充実を図るため、平成 21（2009）年に「国家試験等センター」を設置した。これにより、公務員試験や各種資格試験の受験指導

の実績を持つ教員スタッフが日々各種の学修を支援する体制が整えられ、毎年多くの公務員試験合格者や各種資格試験合格者が輩出されるようになった。さらに、国家試験等センターでは、各種の学生ボランティアによる地域貢献活動を通して、全体の奉仕者に相応しい公共心を涵養し、自ら国家や地域を支える高い志を持った学生を育てるといった取組も行っている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 28(1953)年 1 月                                                         | 学校法人秋田短期大学（現学校法人ノースアジア大学）設置認可                                                                                                                                                                                                                                      |
| 昭和 35(1960)年 10 月                                                        | 雪国民俗研究所開設                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 昭和 36(1961)年 4 月                                                         | 経済研究所開設                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 昭和 39(1964)年 1 月<br>4 月                                                  | 秋田経済大学設置認可<br>学校法人秋田経済大学と改称（現学校法人ノースアジア大学）<br>秋田経済大学開学（経済学部経済学科開設）                                                                                                                                                                                                 |
| 昭和 55(1980)年 6 月                                                         | 法律政治研究所（現法学研究所）                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 昭和 58(1983)年 4 月<br><br>11 月                                             | 秋田経済大学を秋田経済法科大学に名称変更<br>法学部法律学科開設（法人名も秋田経済法科大学に変更）<br>秋田市下北手の新校舎（現在地）へ移転<br>学園創設 30 周年・法学部開設・新校舎落成記念式典を挙げる                                                                                                                                                         |
| 昭和 61(1986)年 7 月                                                         | 雪国民俗研究所・民俗資料展示館（現「雪国民俗館」）完成                                                                                                                                                                                                                                        |
| 平成 2(1990)年 12 月                                                         | 韓国慶熙大学校と学術交流協定締結                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 平成 5(1993) 10 月                                                          | 学園創立 40 周年記念式典を挙げる                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平成 7(1995)年 7 月                                                          | 40 周年記念館完成                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 平成 15(2003)年 4 月                                                         | 学園創立 50 周年記念式典を挙げる                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平成 17(2005)年 4 月                                                         | 総合研究センター設置<br>台湾真理大学と学術交流協定締結                                                                                                                                                                                                                                      |
| 平成 18(2006)年 4 月<br><br>10 月<br><br>12 月                                 | 経済学部実践経済学科および実践マネジメント学科を開設<br>教養部を設置<br>国際観光研究所設置<br>中国北京外国語大学と学術交流協定締結<br>秋田県小坂町と観光に関する連携協定締結                                                                                                                                                                     |
| 平成 19(2007)年 4 月<br><br>5 月<br><br>6 月<br><br>7 月<br><br>8 月<br><br>10 月 | 秋田経済法科大学をノースアジア大学に名称変更<br>（法人名もノースアジア大学に変更）<br>キャリアセンター設置、留学生別科設置<br>秋田県男鹿市と観光に関する連携協定締結<br>秋田県仙北市と観光に関する連携協定締結<br>学校法人ノースアジア大学名称変更記念式典・祝賀会を挙げる<br>秋田県にかほ市と観光に関する連携協定締結<br>秋田県八峰町と観光に関する連携協定締結<br>秋田県湯沢市と観光に関する連携協定締結<br>秋田県鹿角市と観光に関する連携協定締結<br>韓国の東亜大学校と学術交流協定を締結 |
| 平成 20(2008)年 4 月                                                         | 法学部に観光学科を設置<br>経済学部実践経済学科を経済学科に名称変更<br>経済学部実践マネジメント学科をマネジメント学科に名称変更                                                                                                                                                                                                |

|              |      |                         |
|--------------|------|-------------------------|
| 平成 21(2009)年 | 4 月  | 秋田県大館市と観光に関する連携協定締結     |
| 平成 22(2010)年 | 4 月  | 秋田市との観光に関する連携協定締結       |
|              | 7 月  | 韓国の培材大学校との学術交流協定を締結     |
|              | 12 月 | (株)北都銀行との観光分野における連携協定締結 |
| 平成 23(2011)年 | 4 月  | 経済学部マネジメント学科学生募集停止      |
|              | 7 月  | 男鹿市との全学的連携協定を締結         |
| 平成 25(2013)年 | 4 月  | 学園創設 60 周年記念式典を挙行       |
| 平成 26(2014)年 | 4 月  | 経済学部マネジメント学科廃止          |
| 平成 27(2015)年 | 6 月  | モンゴル文化教育大学と交流基本協定を締結    |
| 令和元(2020)年   | 4 月  | 法学部観光学科を国際観光学科へ名称変更     |

## 2. 本学の現況（令和 3（2021）年 3 月現在）

### ・大学名

ノースアジア大学

### ・所在地

秋田県秋田市下北手桜守沢 46-1

### ・学部構成

| 学部   | 学科            |
|------|---------------|
| 経済学部 | 経済学科          |
| 法学部  | 法律学科 / 国際観光学科 |

### ・学生数、教員数、職員数

#### 令和 2 年度学生数

| 学部   | 学科     | 1 年次  | 2 年次  | 3 年次  | 4 年次  | 計     | 収容定員    |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 経済学部 | 経済学科   | 136 人 | 126 人 | 124 人 | 139 人 | 525 人 | 480 人   |
| 法学部  | 法律学科   | 42 人  | 51 人  | 54 人  | 38 人  | 185 人 | 400 人   |
|      | 国際観光学科 | 20 人  | 24 人  | 20 人  | 18 人  | 82 人  | 240 人   |
| 合計   |        | 198 人 | 201 人 | 198 人 | 195 人 | 792 人 | 1,120 人 |

#### 令和 2 年度教員数

| 学部   | 学科     | 専任教員数 |      |     |     |      |
|------|--------|-------|------|-----|-----|------|
|      |        | 教授    | 准教授  | 講師  | 助教  | 計    |
| 経済学部 | 経済学科   | 15 人  | 6 人  | 0 人 | 0 人 | 21 人 |
| 法学部  | 法律学科   | 7 人   | 6 人  | 1 人 | 1 人 | 15 人 |
|      | 国際観光学科 | 4 人   | 3 人  | 0 人 | 0 人 | 7 人  |
| 合計   |        | 26 人  | 15 人 | 1 人 | 1 人 | 43 人 |

令和 2 年度職員数

| 専任職員 | 嘱託職員 | パート・アルバイト | 派遣職員 | 計    |
|------|------|-----------|------|------|
| 30 人 | 4 人  | 19 人      | 0 人  | 53 人 |

※パート・アルバイトには臨時職員も含む

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、建学の精神である「真理・調和・実学」にその淵源を求めることができる。学園の存在の意義と目標は、真理を学び、地域ひいては世界の発展に貢献できる人材を育成することにある。このことは、実社会に役立つ学問を身につけ、人として調和のとれた優れた人材の育成に向けて常に成長していくことを意味している。こうした建学の精神を旨とする本学の目的及び使命については、学則 1 条に「ノースアジア大学は教育基本法〔昭和 22 年法律第 25 号〕の精神に則り、教養教育との密接な関連のもとに科学的で実際の専門教育を施し、健全にして善良な社会人を育成することを目的とし、人類の福祉と国家の繁栄に寄与することを使命とする」と明文化されている。このような大学の使命・目的の趣旨に沿って、学部・学科ごとの人材育成に関する目的と教育目的を学則 2 条 2 項で次のように定めている。

〔経済学部〕 経済社会に対応する実践的能力に長けた職業人を育成する。

〔法学部〕 実社会において必要とされる法的知識を習得させ法的思考力を持つ人材を養成する。

このような各学部の人材育成の目的と教育目的を踏まえ、各学科の人材育成の目的と教育目的をそれぞれ次のように定めている。

〔経済学科〕 基礎力・応用力を養い、キャリアデザインすなわち職業設計を実現する就職力・仕事力を鍛え、民間分野あるいは公的分野における多様な職業で活躍する主体性と自発性を有する人材を養成する。

〔法律学科〕 法的知識と教養知識を兼ね備えた有意な人材を育成する。

〔国際観光学科〕 法的素養を身に付けた観光事業における有意な人材を育成する。

以上のように、各学部・学科の目的は、建学の精神と大学の果たすべき使命・目的を念頭に学則において明文化している。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神である「真理・調和・実学」の理念のもと、使命・目的については学則 1 条に、各学部・学科の人材育成に関する目的と教育目的は、学則 2 条 2 項において明

確かつ簡潔な文章で規定されている。これらは、学生に向けては学生便覧に掲載し、加えて大学ホームページにも掲載して広く周知している。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的及び学部・学科の人材育成の目的と教育目的は、以下のような個性と特色を有する教育内容に具現化されている。

#### 1) コース制

経済学部は経済学科、法学部は法律学科及び国際観光学科から構成される。各学科では、将来の目標にあわせた学修上の道標としてコース制を設定している。

##### 〔経済学科〕

経済学部経済学科では、「国際ビジネス・マネジメントコース」「公務員コース」「金融コース」「スポーツ経営コース」の4コースを設置している。「国際ビジネス・マネジメントコース」では、社会で活躍するための知識はもちろん英語や心理に関するスキルも学び、地球規模で物事を考え、多様なビジネスで活躍することのできる人材を養成することを目指している。「公務員コース」では、公務員採用試験合格の方法をはじめ公益の仕事に不可欠な知識と地域振興の方法を学び、社会に貢献できる公務員を養成することを目指している。「金融コース」では、財務・税務・会計や金融の基礎知識とそれを活かす実践の方法を学び、金融業界で活躍できる人材を養成することを目指している。「スポーツ経営コース」では、スポーツ及び関連事業で活躍できる人材を養成することを目指している。そのため、心理・健康の視点や経営的な視点からスポーツ関連の指導・運営に関わる能力を身につけるよう多様な科目を用意している。【資料 1-1-3】

##### 〔法律学科〕

法学部法律学科では、学修上の道標として、「行政コース」「企業法務コース」「法律コース」の3つの履修コースを設定している。「行政コース」では、国家公務員総合職・一般職、国税専門官、法務専門官などの専門職の国家公務員、県庁や市役所の職員などの地方公務員、警察官・消防士を育成することを目指している。「企業法務コース」では、金融、不動産、報道、流通、情報通信、知的財産等にかかわる民間企業で活躍するリーダーの育成を目指している。このコースは、「企業法務演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を中心に運営される。「法律コース」は、法科万能という言葉が示す通り、法律を学んだ先にはさまざまな道が開かれており、公務員のみならず民間企業の法務部や人事管理、契約に関係する仕事など、多様な進路を実現するためのコースとなる。【資料 1-1-4】

##### 〔国際観光学科〕

法学部国際観光学科では、「国際コース」「観光コース」の2つのコースを設定している。「国際コース」では、国際的な視野を持ち、外国語を駆使して国内外で活躍できる人材の育成を目指している。英語、中国語、ハングル、スペイン語、フランス語から自由に選択し、また海外語学研修や海外留学、海外インターンシップ等を通じて視野を広げ「生きた外国語」をマスターすることに重点を置いている。「観光コース」では、旅客運輸、ホテル、旅行会社といった観光産業のみならず、地域の金融機関や農協などのさまざまな企業や団体に活躍できる人材や、県庁・市役所・町役場などで観光行政を担い、地域活性

化のために尽力する人材の育成を目指している。また、法的知識や経営学的知識を幅広く学ぶことに重点を置いている。【資料 1-1-5】

学生が将来の進路を見据えて効率的に科目を履修できるように、コースごとの履修モデルが提示され、推奨される科目を選択する仕組みになっている。【資料 1-1-6】

## 2) 卒業試験

本学では、教育の質を保証するための一環として卒業試験を課している。【資料 1-1-7】この卒業試験は、ゼミナール（必修）の単位修得要件となっている。卒業試験の科目は、経済学科では、「基礎経済」「応用経済」「現代の社会・経済問題」の3科目、法律学科では、「憲法」「民法」「刑法」の3科目、国際観光学科では、「観光論」「観光法規」「観光英語」の3科目となる。この卒業試験は、1回目の試験が3年次の12月に、2回目の試験が4年次の9月及び12月に実施している。卒業試験の採点にあたっては、受験者氏名欄を切断することで、採点者が公正な判断ができるよう配慮するなど、厳格な運営が図られている。

## 3) キャリア教育

本学には、学生の職業教育、就職支援に関するあらゆる業務を行い、学生のキャリア形成に資することを目的として、キャリアセンターが設置されている。【資料 1-1-8】

学生の社会的・職業的自立を図り、そこでの必要な能力を培うために、正規のカリキュラムの中でキャリア系科目及び資格取得・受験対策科目を複線的に配置している。3学科共通科目としては、職業観を身につけるとともに就職スキルを修得するための「キャリアサポートⅠ・Ⅱ」を1年次から開講している。2年次・3年次には、職場実習を通して働く意義や喜びを体得し進路選択につなげるためのインターンシップ科目（国際観光学科は「国内観光インターンシップⅠ・Ⅱ」「海外観光インターンシップⅠ・Ⅱ」）や「スピーチ」を配置している。さらに、各学科独自にキャリア系及び資格取得・受験対策科目を開講している。経済学科では、「ベンチャーキャピタル」「目標達成の技術」「経営戦略論」等を配置している。法律学科では、「法曹・公務員仕事入門」「公務員セミナー」「人間行動学」等を配置している。国際観光学科では、「国内旅行業務管理者の受験入門」「国内旅行業務取扱管理者集中講座」「総合旅行業務管理者の受験入門」のほか「国内観光インターンシップⅠ・Ⅱ」「海外観光インターンシップⅠ・Ⅱ」等を開講している。【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】

## 4) 国家試験等センター

本学では、目標に向かって意欲的に学ぶ学生を支援するため、学内に設置される「国家試験等センター」が各種の試験に向けた正課外の学修支援と受験指導を行っている。同センターには、「行政研究室」「警察研究室」「司法研究室」「国際研究室」「観光研究室」「税務会計研究室」の6つの研究室が置かれ、本学の教員が中心となって指導にあたっている。「行政研究室」では、国家公務員試験及び地方公務員試験の合格を目指す学生を対象とし、「警察研究室」では、警察官、自衛官又は海上保安官等の試験の合格を目指す学生を対象とし、「司法研究室」では、司法試験、法科大学院入学試験及び司法書士試験の合格を目指す学生を対象とし、「国際研究室」では、外国語のマスター及び異文化理解に努め、国際関係機関や国際協力機関を目指す学生を対象とし、「観光研究室」では、旅行業務取扱管理者試験の合格や観光業への就職を目指す学生を対象とし、「税務会計研究室」

では、税理士及び公認会計士、簿記検定試験等の合格を目指す学生を対象として、それぞれ効果的な受験準備及び受験対策の指導を行っている。

入室選考試験によって各研究室に入室が認められた学生には、専用の机と椅子等が貸与され、目指す試験に向けた学習環境が整えられている。とりわけ、公安職公務員や一般行政職公務員、法科大学院、税理士等を目指す学生に対しては、蓄積された指導実績を活用して効果的な受験指導を行っている。また、同センターでは、学外での社会貢献活動に積極的に取り組むことを奨励している。学生はこの取り組みを通じて社会の仕組みを理解し、社会人として求められる責任感を培いながら健全にして善良な精神を育てている。【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】【資料 1-1-16】【資料 1-1-17】

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、大学を取り巻くさまざまな状況の変化とそれに伴う社会的要請に合わせて、使命・目的との整合性を図りながら必要な対応を行ってきた。

地域に役立つ人材の育成を目的として、「真理・調和・実学」の建学の精神のもと、昭和 28（1953）年に設立された学校法人秋田短期大学は、昭和 39（1964）年に秋田経済大学が開設されたことに伴い学校法人秋田経済大学へと改称し、昭和 58（1983）年には、法学部の開設とともに秋田経済法科大学が開学したことに伴い、学校法人秋田経済法科大学へと改称し、平成 19（2008）年には、新たな時代の要請に応じて、法人・大学の名称をノースアジア大学へと変更した。【資料 1-1-18】

また、社会のさまざまな状況の変化に対応するために、学科の改廃・新設を行ってきた。平成 18（2006）年には、経済学部実践経済学科と実践マネジメント学科を開設し、2 学科制に移行した。この両学科の名称は、平成 20（2008）年に経済学科及びマネジメント学科に改められた。平成 23（2011）年度には、マネジメント学科を募集停止とし、経済学部経済学科の 1 学科制となった。こうした背景には、経済学と経営学の複眼的思考を基本として、専門教育を強化する狙いもあった。この間の平成 20（2008）年には、世界的な観光産業のさらなる拡大・成長を視野に入れ、法的素養を持った観光産業・観光行政の担い手を育てることを目的として、観光学科を法学部に設置した。【資料 1-1-19】

平成 31 年 4 月 1 日より、ノースアジア大学法学部観光学科の名称を「国際観光学科」へと変更した。変更の理由は次のとおりである。今日のグローバル化が進展する社会においては、異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人々と互いに理解しあい、共存していくことが求められている。また、産業界からは、より高度かつ実践的・創造的な職業教育や、成長分野である観光産業において必要とされる人材育成の強化が期待されており、高等教育機関としては、これらの期待に応えていくための機能強化を図っていく必要がある。こうしたニーズを踏まえ、観光学科では、平成 30 年度から、外国語のコミュニケーション能力の向上、異文化理解の促進、国際的な感覚と視野の養成を目的とした取り組みを促進させ、国際通用力のある人材の育成に努めてきた。具体的には、従来から推進してきた「英語」「中国語」「ハングル」の各科目並びに「観光奨学生制度」に加え、「海外語学研修」「海外観光インターンシップⅠ・Ⅱ」「スペイン語Ⅰ・Ⅱ」「フランス語」を新設し、外国語運用能力及び専門職業能力を向上させるためのカリキュラムを整備した。このように、国際化が進展する社会の中で、観光産業における専門職業を牽引する高度な専門知識を与

え、理解を深化し、卓越した技能を養成するとともに、実践的な対応力を強化することで総合的な力を身につけさせる学科として、その特色と強みを明確にするために、学科の名称を「観光学科」から「国際観光学科」へと変更した。【資料 1-1-20】

教育課程については、教育の質的向上を目指して、毎年、カリキュラム等について不断の見直しを行っている。平成 20 (2008) 年度から、教育の質保証の一環として「卒業試験」を全学的に導入した。平成 25 (2013) 年度には、単位修得が目的化している現状を打破し、目標に向かって主体的に学ぶ姿勢を涵養するために必修科目の大幅な削減を行っている。また、平成 26(2014)年度には、異文化に対する深い理解を身につけた高度なコミュニケーション能力の体得を目指して、観光学科において英語教育の強化を図っている。【資料 1-1-21】令和元年度には、法律学科の必修科目のうち、「憲法入門」「民法入門」「刑法入門」を廃し、具体的なケースを通して法律に関心を持たせることを目的として、1 年次に「法律事例研究Ⅰ」、2 年次に「法律事例研究Ⅱ」を、さらに法律学の総まとめとして 3 年次に「法律学研究」を必修科目として新設した。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的については、その志すところを具体的かつ明確に簡潔な文章で表現し、理解と浸透を図ってきた。

本学の個性・特色については、使命・目的及び教育目的に適切に反映しており、今後においても、学内において不断に内省、また充実を図るとともに、学外に対してもわかりやすく情報発信していく。

使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーの見直しや重点計画の策定等に応じて、あわせて点検・評価を行うとともに、社会情勢や社会的要請などに対応し、必要に応じて見直しを図っていく。

### エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-1】ノースアジア大学学則 1 条

【資料 1-1-2】ノースアジア大学学則 2 条 2 項

【資料 1-1-3】学生便覧 37 頁（経済学科コース）

【資料 1-1-4】学生便覧 57 頁（法律学科コース）

【資料 1-1-5】学生便覧 66 頁（国際観光学科コース）

【資料 1-1-6】学生便覧（履修モデル）

【資料 1-1-7】学生便覧 26 頁（卒業要件）

【資料 1-1-8】ノースアジア大学・秋田栄養短期大学キャリアセンター規程 2 条

【資料 1-1-9】学生便覧（経済学科カリキュラム表）

【資料 1-1-10】学生便覧（法律学科カリキュラム表）

【資料 1-1-11】学生便覧（国際観光学科カリキュラム表）

【資料 1-1-12】ノースアジア大学国家試験等センター行政研究室細則

【資料 1-1-13】ノースアジア大学国家試験等センター警察研究室細則

【資料 1-1-14】ノースアジア大学国家試験等センター司法研究室細則

【資料 1-1-15】ノースアジア大学国家試験等センター国際研究室細則

- 【資料 1-1-16】 ノースアジア大学国家試験等センター観光研究室細則
- 【資料 1-1-17】 ノースアジア大学国家試験等センター税務会計研究室細則
- 【資料 1-1-18】 「秋田経済法科大学の現状と課題」
- 【資料 1-1-19】 観光学科設置の資料
- 【資料 1-1-20】 国際観光学科への名称変更
- 【資料 1-1-21】 学生便覧（国際観光学科の外国語科目）
- 【資料 1-1-22】 学生便覧（法律学科の新設必修科目）

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己判定）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を旨とする本学の使命及び目的については学則 1 条に、その大学の使命・目的の趣旨に沿った学部・学科ごとの人材育成に関する目的と教育目的については学則 2 条 2 項にそれぞれ定められている。

各役員には、就任の際に寄付行為や学則等が掲載された規程集が配付され、建学の精神や本学の使命及び目的を含む主要部分についての説明がなされている。

学則を変更する場合は、あらかじめ当該学部・学科で検討された後、ノースアジア大学学則の一部を変更する学則案として理事会に提案される。理事会の議長である理事長から趣旨説明がなされ、質疑応答の上、審議・決定される。したがって、理事会において理解と支持が得られ、承認されている。

大学案内、入試要項が完成すると、直近の理事会開催日において、理事会が終了した後の役員懇談会でそれらが配付され、事務局から内容等の説明がなされている。

学則変更が理事会で承認されると、全学の教職員に告示され周知される。大学案内・入試要項の内容は、事前に事務局から十分な説明がなされ、関係部局において理解されている。【資料 1-2-1】

以上のように、本学の使命・目的、教育目的は、役員はもとより教職員の理解と支持が得られている。

#### 1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧に明記され、毎年新入生及び関係教職員に配付され、周知するとともに、本学ホームページにおいて学内外に周知している。

とくに、新入生オリエンテーションで新入生に配付される学生便覧の内容については、教員が時間をかけて直接説明を行っている。

志願者及び保護者並びに社会一般への周知については、進学説明会やオープンキャンパスの場で説明するとともに、本学ホームページ、大学ポर्टレートにおいても公開している。【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 25 年度に創設 60 周年を節目として「5 か年重点計画」を策定した。同重点計画は平成 30 年度から第 2 クールを迎えている。この計画は、大学の使命・目的及び教育目的に沿って検討され、その目標を建学の精神、大学の使命・目的及び学科の人材育成の目的を踏まえた教育の質の向上及び教育目標の達成においている。年度ごとの重点項目について、各種の取り組みを誠実に実行するとともに、その成果を継続的に検討し、目標の達成に向けた改善に努めている。

令和 2 年度の各学科の計画は、次のとおりである。

表 1-2-② 学校法人ノースアジア大学「5 か年重点計画」

| 令和 2 年度                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済学科                                                                                                                                                             |
| (1) アクティブ・ラーニングの推進<br>(2) 学習成果の適切な評価法の検討と実施<br>(3) 総合的・包括的キャリア教育の継続的实施<br>(4) 困難を抱える学生への支援のさらなる体系化                                                               |
| 法律学科                                                                                                                                                             |
| (1) 入学定員の充足に向けた施策の強化と展開Ⅲ<br>(2) 高大連携授業の推進Ⅲ<br>(3) 教育資源の社会への還元Ⅲ<br>(4) 学修成果の可視化と学修支援策の強化Ⅲ<br>(5) ゼミナール改革Ⅲ<br>(6) 前年度の法科大学院制度改革に伴うカリキュラム等の整備の検証・改善                 |
| 国際観光学科                                                                                                                                                           |
| (1) これからの時代に求められる資質を備えた人材の育成に向けた施策の発展Ⅰ<br>(2) 特色ある教育制度の推進Ⅱ<br>(3) 質の高い専門職業人の養成Ⅱ<br>(4) 入学定員の充足に向けた施策の強化と展開Ⅱ<br>(5) 教員の資質・能力の向上のための施策Ⅱ<br>(6) 外部資金を導入した特色ある教育の推進Ⅲ |

【資料 1-2-4】

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の建学の精神を具現化するとともに、学則 1 条に規定する大学の目的及び使命、同 2 条 2 項に規定する学部・学科の人材育成に関する目的と教育目的を達成するために、3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。ディプロマ・ポリシーについては、3 学科共通で定める部分と学科ごとに定める部分からなる。カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、学科ごとに特色を生かしてそれぞれ定めており、いずれも使命・目的及び教育目的が反映されている。これらの 3 つのポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、学生便覧、ホームページ、大学ポートレート等で公表している。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】

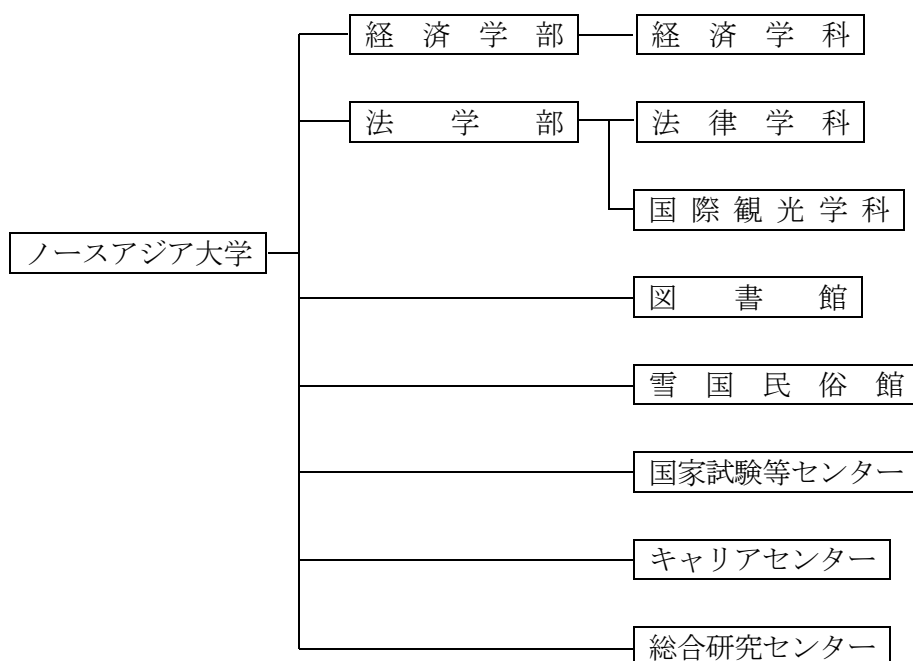
#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、地域に貢献する人材の育成を目的として、昭和 28（1953）年に秋田短期大学として開学した。その後、建学の精神を具現化するために、社会情勢の変化に対応した学部・学科を増設した。

教育研究上の基本組織は、経済学部経済学科、法学部法律学科、法学部国際観光学科の 2 学部 3 学科で構成する。加えて、これらの学部・学科の教育研究を補完し、個性・特色を明確化する組織として、国家試験等センター、総合研究センター、キャリアセンター、図書館、雪国民俗資料館等を設置するなど、本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。

これらの教育研究組織の運営は、次の組織に従って行われている。

図 1-2-1 教育研究組織



### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的を高めるためには、役員・教職員の理解と支持が必要であり、また、各方面への周知を継続的に実施して行くことが肝要である。さまざまな制度を策定する際には、常に本学の使命・目的及び教育目的を確認するようにする。

#### 〔基準 1 の自己評価〕

本学の使命・目的及び教育目的は、学則において簡潔な文章で具体的かつ明確に表現され学内外に示されている。また、それらはさまざまな形で個性と特色を有する教育内容に具現化されている。さらに、社会の状況の変化に対応するために、学科の改廃・新設も行っている。

大学の方針に関して検討を行うにあたっては、教職員を構成員とする各種の合議体の手続を経て改正等がなされていることから、役員、教職員の理解と支持が得られており、ホームページ等により学内外にも周知されている。

また、本学の使命・目的等は 3 つのポリシーや 5 か年重点計画に反映されている。さらに、教育研究組織については、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、所属機関としての図書館や国家試験等センター等が適切に整備され、教育研究機関との整合性も図られている。

以上のことから、基準 1 「使命・目的等」を満たしていると判断する。

#### エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】大学案内（令和 3 年度版）
- 【資料 1-2-2】大学ホームページ（使命・目的の周知）
- 【資料 1-2-3】大学ポートレート（使命・目的の周知）
- 【資料 1-2-4】令和 2 年度「5 か年重点計画」
- 【資料 1-2-5】大学案内（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 1-2-6】入学者選抜要項（アドミッション・ポリシー）
- 【資料 1-2-7】学生便覧（カリキュラム・ポリシー）
- 【資料 1-2-8】ホームページ
- 【資料 1-2-9】大学ポートレート

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、学則 1 条及び 2 条に規定する教育目的及び使命を踏まえて、3 学科共通の部分及び学科ごとに特色をもたせたアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知している。【資料 2-1-1】

このアドミッション・ポリシーは、各学科の学科会議において立案され、教授会において審議、策定されている。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

令和 3 年度入試から、入学者選抜段階における目標をより明確にするために、法律学科及び国際観光学科のアドミッション・ポリシーの内容を一部変更した。具体的には、入学希望者に目的意識をもってもらうために、各学科のアドミッション・ポリシーにおいて、望む入学者の人物像の明示をコースごととして、次のように変更した。【資料 2-1-4】

〔法律学科〕

##### 法律コース

1. 専門的知識と教養知識を身につけながら、実社会の真理を探究し活躍したい人
2. 衡平の感覚を持ち、法律の素養を活かして、人と社会の調和に貢献したいと考えている人

##### 行政コース

1. 国家や地域社会の安心と安全に関心があり、住みよい社会の創造に興味を持つ人
2. 社会問題に関心があり、その解決に献身的に行動できる人

##### 企業法務コース

1. グローバル社会で活躍するビジネスパーソンを志す人
2. 企業活動に関心があり、会社経営や企業法務に関心を持つ人

〔国際観光学科〕

##### 国際コース

1. 国際的な視野を持ち、外国語を駆使して国内外で活躍したいと考えている人
2. 異文化交流について関心と理解を持ち、調和のとれた感覚を磨きたいと考えている人
3. フィールドワークをとおして、「生きた外国語」をマスターしたいと考えている人

##### 観光コース

1. 人へのおもてなしの心を持ち、その真理を極めたいと考えている人
2. まちづくりや観光に関心を持ち、地域の創生やその将来に大きな夢を抱いている人
3. フィールドワークをとおして、「新しい文化の創造」に取り組みたいと考えている人

また、アドミッション・ポリシーの最後に掲げる高校時代に特に学んでほしいことについても、法律学科及び国際観光学科では次のように文言へと変更を加えた。【資料 2-1-5】  
〔法律学科〕

法律を学び弁護士等の専門職を志す方は、憲法、民法、刑法など多くの法律の文献を読み込み、事実や意見を分析する力が求められます。そのため、高校の科目では国語、とりわけ現代文が重要です。また、法制度に関する歴史的背景や諸問題を理解するために、地歴公民の科目を広く学び、基礎的知識を身につけることが求められます。

法治国家の担い手である公務員として行政に携わりたい方は、社会問題を的確に捉える力を養うために法律科目に加え、政治学、行政学の勉強が必要です。また公務員試験では基礎的な数学の力が問われます。そのため高校の科目では政治経済、数学がとりわけ重要です。

企業法務の知識を活かし、会社経営や企業の法務部門で活躍したい方は、民法や会社法の勉強に加え、常に変化する経済情勢・社会情勢を分析する力が必要です。したがって、日々新聞を読むこと、ニュースを見ることを習慣化してください。また、グローバル企業で活躍したい方は、英語の勉強も不可欠です。

〔国際観光学科〕

国際的な視野を持ち、外国語を駆使して国内外で活躍することができるようになりたい方は、高い語学力と教養が要求されます。また、異文化交流について高い関心と理解を持つことが国際社会では必要になります。したがって、高校では、グローバル社会におけるコミュニケーションの手段として外国語の基礎を培っておくこと、日本や諸外国の歴史や地理、文化、芸術、自然、環境等にも興味を持つことが重要です。

人へのおもてなしの心を持ち、その真理を極めたい方は、相手の立場に立って物事を考え行動し、感動と喜びを与えることができるようになることが必要です。大学では観光系科目のほか、法律や経済などの隣接分野も学ぶことになります。そこでは、社会現象に内在する諸問題を読み解き、その解決策を見いだすスキルと実践的に活用できるコミュニケーション能力が必要となります。さらに、人間関係を豊かにする能力や情報を発信する能力も求められます。したがって、高校の教科では、地理や歴史、政治・経済などが重要です。

これらのアドミッション・ポリシーは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、入学選抜要項、大学案内、ホームページ等により公表するとともに、オープンキャンパス、業者主催の進学説明会、高等学校ガイダンス、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当者等に対して、さまざまな機会を利用して周知している。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

以上のことから、適正な体制のもとで学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、これを適切な方法により周知していると評価する。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、求める学生像を具体的に入学希望者に示すために、入学者選抜要項にアドミッション・ポリシーを明記している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学試験の募集人員、日程、出願資格、試験科目、出願方法、入学手続きについては、入学者選抜要項で受験生や高等学校に公表している。

学部・学科の入試制度として、入学者の選抜に当たっては、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、学校推薦型選抜（指定校推薦Ⅰ期・Ⅱ期、公募推薦Ⅰ期・Ⅱ期、専門学科・総合学科）、一般選抜（A方式・B方式）、共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）などを設けており、多様な方法による入試区分を設定して入学試験を実施し、志願者の適切な評価を行っている。入試区分ごとの定員、選抜方法、試験実施日等については、毎年度、入試委員会においてアドミッション・ポリシーに沿っているかを検証しながら決定し、その内容を入学者選抜要項等で公表して入学試験を実施している。【資料 2-1-9】

一般学力試験や小論文等の作成については、学長が問題作成を委嘱した学内教員が行っている。問題の作成に当たっては、試験科目ごとの問題作成者によって組織される検討部会を経て全体検討会にかけられ、秘密保持に十分配慮したうえで作成され、厳格な校正を複数回行うことにより出題ミスの防止を図っている。機密性を確保する観点から、校正は問題作成教員によって内部的に行われている。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】【資料 2-1-12】

校内試験のみならず、共通テスト利用選抜を活用した入試を行うなど、高校生の多様なニーズに応じて受験の機会を複数化している。【資料 2-1-13】

入学試験の実施は、入試委員会及び教務課が実施の体制や試験監督者、面接担当者等を記載した入学試験実施要項を作成し、厳格に運用している。【資料 2-1-14】 共通テストの当日は、学長を本部長として組織する入試本部を設置し、入試委員長を中心に適正に試験を実施している。【資料 2-1-15】 合格者の決定に当たっては、入試委員会において原案を作成し、教授会の審議を経て学長が決定をしており、厳正に運用している。【資料 2-1-16】

表 2-1-1 入試区分と選抜方法

| 入試区分                 | 出願資格                                    | 方法           |
|----------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）      | 高等学校または中等教育学校を卒業した者、あるいは卒業見込みの者。        | 出願書類の審査、面接試験 |
| 学校推薦型選抜（指定校Ⅰ期・Ⅱ期）    | 本学が指定する高等学校を卒業見込みの者で、出身学校長の推薦する者。       | 出願書類の審査、面接試験 |
| 学校推薦型選抜推薦入試（公募Ⅰ期・Ⅱ期） | 出身高等学校における学業成績の状況が 3.2 以上の者で、学校長の推薦する者。 | 出願書類の審査、面接試験 |
| 学校推薦型選抜（専門学科・総合学科）   | 出身高等学校における学業成績の状況が 3.2 以上の者で、学校長の推薦する者。 | 出願書類の審査、面接試験 |
| 学校推薦型選抜（学園内高等学校）     | 学園内の高等学校を卒業見込みの者。学園内の高等学校長の推薦する者。       | 出願書類の審査、面接試験 |

|                      |                                                                     |                          |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 校)                   |                                                                     |                          |
| 一般選抜<br>(A方式)        | 高等学校を卒業見込みの者。高等学校卒業程度認定試験に合格した者等。本学の出題する学力試験 10 科目から選択により基礎学力を評価する。 | 出願書類の審査、試験科目の成績 (2 科目選択) |
| 一般選抜<br>(B方式)        | 高等学校を卒業見込みの者。高等学校卒業程度認定試験に合格した者等。本学の出題する学力試験 3 科目から選択により基礎学力を評価する。  | 出願書類の審査、試験科目の成績 (1 科目選択) |
| 共通テスト利用選抜 (前期・中期・後期) | 大学センター入試の出願資格を有する者で、センター入試において、本学が指定する教科・科目を受験している者。                | 成績上位 2 科目を選出             |
| 社会人入学試験              | 高等学校を卒業した者。高等学校卒業程度認定試験に合格した者等。                                     | 出願書類の審査、面接試験             |
| 秋季入試<br>(社会人)        | 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。通常の課程による 12 年の学校教育を卒業した者等。                     | 面接                       |
| 秋季入試<br>(一般・帰国子女)    | 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者。通常の課程による 12 年の学校教育を卒業した者等。                     | 小論文・面接・書類審査              |
| 外国人留学生入試             | 外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、あるいはその国において大学入学資格を有する者等。             | 書類審査・面接                  |
| 編・転入試                | 大学を卒業し「学士」の資格を有する者、または令和 2 年 3 月において大学を卒業し「学士」資格を取得見込みの者等。          | 記述問題・面接                  |

【資料 2-1-17】 【資料 2-1-18】 【資料 2-1-19】 【資料 2-1-20】

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の推移

本学では、教育を行う良好な環境の確保のために、入学定員に沿った適切な学生数を維持するよう努めている。しかし、各学部の収容定員、入学定員及び在籍者数は、次表のとおりであり、志願者数の減少が続いている中で、適正な入学定員の見直しの検討が迫られている状況にある。収容定員に対する学部の在籍学生の比率は、1,120 人の収容定員に対して在籍者数 792 人。在籍比率は 0.71 倍となっている。令和元年度の入学者数の 79.5% が秋田県出身で、全体の 94.6% が東北地方出身者である。

表 2-1-2 在籍者数、入学者数 (令和 2 年 4 月現在)

| 学部   | 学科     | 在籍者数   |        |      | 入学者数   |        |      |
|------|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|
|      |        | A 収容定員 | B 在籍者数 | B/A  | A 志願者数 | B 入学者数 | B/A  |
| 経済学部 | 経済学科   | 480 人  | 525 人  | 1.09 | 171 人  | 136 人  | 0.80 |
| 法学部  | 法律学科   | 400 人  | 185 人  | 0.46 | 71 人   | 42 人   | 0.59 |
|      | 国際観光学科 | 240 人  | 82 人   | 0.34 | 36 人   | 20 人   | 0.56 |
| 合計   |        | 1120 人 | 792 人  | 0.71 | 278 人  | 198 人  | 0.71 |

法律学科及び国際観光学科における定員未充足の現状を打破するために、次年度の学生募集において、各学科の教育上の特色について一層の理解を図り、社会的な評価を高めていく。経済学科では、定員を充足しているものの、今後の志願者数の減少が予想されている。したがって、法律学科・国際観光学科と同様、入学者数を確保するための施策を実施した。具体的には、次の機会をとらえて、より積極的かつ分かりやすく説明する。

#### 1) 進学説明会及び高校訪問

東北地方で開催された業者主催の進学説明会及び高等学校における進学説明会に 52 回参加した。それぞれの進学説明会では、学科の教育上並びに制度上の取り組みを丹念に紹介しながら、学生それぞれの成長の過程を継続的に広報している。

高校訪問については、訪問回数を増やし、県内外を含めて教職員が延べ約 300 校を訪問した。高校訪問時には、本学の教育上の特色のみならず、在学生や卒業生の成績・進路・就職先などの近況報告を十分に案内し、納得を得るよう努めている。【資料 2-1-21】【資料 2-1-22】また、教務課（入試係）では、秋田県、青森県、岩手県、山形県、宮城県、福島県の東北 6 県を中心に約 120 日間出張し、多くの高校を訪問して学生募集活動を行った。【資料 2-1-23】

#### 2) 高校教員対象の進学説明会の開催

本学において秋田県内の高校教諭を対象に高校教員対象進学説明会を開催し、大学案内、入学試験日程、前年度就職実績、当該年度オープンキャンパス・強化部活動練習会日程等について説明を丹念に行っている（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）。【資料 2-1-24】

#### 3) ノースアジア大学附属明桜高校向けの学園内大学進学セミナーの開催

令和 3 年 3 月に予定していた明桜高校 1 年生及び 2 年生並びに保護者を対象とした学園内進学説明会は、新型コロナウイルス感染症の防止のために中止となった。【資料 2-1-25】

#### 4) 女子高校生への広報活動の重視

国際観光学科に興味を持つ高校生のなかには、外国語に興味を持つ女子高校生が少なくないことから、特に女子の在学生や卒業生の活躍に重点をおいた女子高校生向けの広報活動を展開している。その結果、令和 2 年度の進学説明会においても女子生徒の割合の増加傾向が見られ、令和 3 年度入学者においては女子学生の割合が約半数を占める結果となった。

#### 5) 「大学コンソーシアムあきた」 高大連携授業

高大連携授業を「大学コンソーシアムあきた」において実施した。明桜高校以外の高校からも多くの高校生が参加し、参加者の増加がみられた。【資料 2-1-26】

#### 6) 秋田県内の高校を会場とした高大連携授業

明桜高校 2 年生及び 3 年生の国際文化研究の受講生徒を対象に、キャリア教育を基軸としながらグローバルな観光を意識した高大連携授業をアクティブ・ラーニング形式で実施した。【資料 2-1-27】

#### 7) 明桜高校 3 年部担当教諭との情報交換会

大学教員からは、各学科に進学した明桜高校出身の学生の近況が、高校教諭からは 3 年次の大学進学志望の状況等について情報交換がなされた。【資料 2-1-28】

#### 8) 国際観光学科のオープンキャンパス

女子生徒が興味をもつ職業を意識しながら、キャリア教育を十分に紹介するとともに、前年度好評であった高校生参加型の企画を学生メンターが中心となり実施し、オープンキャンパスの魅力化を図った。【資料 2-1-29】

#### 9) 教育成果の達成に向けた取り組みの発信

国際観光学科では、従来から「英検」「観光英検」「TOEIC」といった英語科目を多く配置するとともに、国際研究室での支援を充実化させることで「英語検定」「TOEIC」等の資格取得に対応する授業外での学修支援策を継続的に実施している。また、国家試験等センターの観光研究室においては、「旅行業務取扱管理者」の資格試験に向けた学修支援策を計画的に実施している。その結果、それらの資格試験を継続的に目指す学生が見られる。こうした取り組みを継続することが更なる教育成果をもたらすことから、それらを広く社会に情報発信することで入学者数の改善を図っていく。

【資料 2-1-30】 【資料 2-1-31】

### 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

経済学部経済学科では、ゼミナールを中核とした研究活動とその成果の発表に力を入れており、学生の発表力、思考力、表現力などの社会人基礎力を高めるアクティブ・ラーニングを重視している。このような能力は近年の若者にとって不可欠な要素であり、社会での即戦力となる人材育成を実施していることを周知していきたい。

また、入学試験の面接選考にあたっては、本学の志望動機、高校時代に力を入れたこと、入学後に勉強したい分野を詳細に尋ねる工夫を行うほか、入学後には学びのテーマや就職に向けた将来像に多様な選択肢があることから、広い視野を持って学修して欲しいことを伝える工夫を行うことが必要である。

法律学科では、公務員試験に向けた学修を1年次から4年次に至るまで授業内外において継続的に支援しており、多くの実績を残している。公務員の仕事はすべて法律を根拠に行われているということは、法律学科で学ぶことの優位性を意味している。この優位性ゆえに、法律学科では、国家公務員一般職、国税専門官、財務専門官などの専門職の国家公務員、自衛官などの特別職、県庁や市役所の職員などの地方公務員、警察官・消防士を多く輩出してきた。

法律学科の学生募集については、このような広報戦略の展開をさらに活発化し、本学のアドミッション・ポリシーや教育内容を広く理解してもらい、目的意識を持った学生の獲得に努めたい。そのために、本学の教育目的の実現に向けた教育改革を一層進めるとともに、その教育的魅力や制度的特徴、入学試験の内容等について、高校生はもちろん保護者や高校教諭に対して情報発信を強化していく。

入学者を確保するため、入学者の選抜方法について定期的に入試委員会を中心に点検・評価するとともに、高校や社会のニーズを積極的に学内で情報共有する。

入学試験の面接選考にあたっては、本学の志望動機、高校時代に力を入れたこと、入学後に勉強したい分野及び卒業後の進路について詳細に尋ねる工夫をするなど、進路目的を把握し、アドミッション・ポリシーとの整合性を図るよう努める。

国際観光学科の学生募集活動の場においては、国際観光学科で学ぶことの魅力について、

とりわけ実践的に学ぶアクティブ・ラーニング、海外・国内インターンシップ、長期の海外留学や短期の海外語学研修、各種資格取得等の学修支援策、そして観光関連産業への就職実績などについて、誠実に説明を行っている。また、女子高校生への訴求力を高めるために、エアラインやホテル業界等への就職実績、留学プログラムや海外インターンシップなどについて強調して説明するよう努めている。

観光と外国語に興味を持つ女子生徒に対しては、女子の在學生や卒業生の活躍や実績等に重点をおいて広報活動を推進する。県外における進学説明会での参加者数は、女子生徒を中心に増加傾向にあることから、観光を学ぶ面白さや特色あるカリキュラム等についてアピールをし、受験から入学へと導いていく。毎年受験生を送り出している県内高校には今まで以上に丁寧に在學生の近況や卒業生の活躍等を案内することで後輩の入学を促していく。

## エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-1-1】入学者選抜要項 2 頁
- 【資料 2-1-2】学科会議議事録
- 【資料 2-1-3】教授会議事録
- 【資料 2-1-4】入学者選抜要項 2 頁
- 【資料 2-1-5】入学者選抜要項 2 頁
- 【資料 2-1-6】入学者選抜要項
- 【資料 2-1-7】大学案内
- 【資料 2-1-8】ホームページ
- 【資料 2-1-9】入試委員会議事録
- 【資料 2-1-10】入試問題作成委嘱状
- 【資料 2-1-11】入試問題検討会案内（メール文書）
- 【資料 2-1-12】入試問題校正行程表校
- 【資料 2-1-13】入学者選抜要項（共通テスト利用選抜）
- 【資料 2-1-14】入学試験実施要項
- 【資料 2-1-15】共通テスト実施要項
- 【資料 2-1-16】教授会議事録（判定会議）
- 【資料 2-1-17】令和 3 年度入学試験要項
- 【資料 2-1-18】秋季選抜要項
- 【資料 2-1-19】外国人留学生特別選抜要項
- 【資料 2-1-20】編入・転入選抜要項
- 【資料 2-1-21】進学説明会参加実績
- 【資料 2-1-22】高校訪問実績
- 【資料 2-1-23】教務課（入試係）による高校訪問実績
- 【資料 2-1-24】秋田県内の高校教諭を対象とした学园内進学説明会
- 【資料 2-1-25】明桜高校生を対象とした学内進学説明会
- 【資料 2-1-26】カレッジプラザのシラバス
- 【資料 2-1-27】明桜高校高大連携授業

【資料 2-1-28】明桜高校教諭との情報交換会

【資料 2-1-29】オープンキャンパス実施案内

【資料 2-1-30】国際研究室の英検・TOEIC 等に向けた学修支援

【資料 2-1-31】観光研究室の旅行業務取扱管理者試験に向けた学修支援

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援は、教務委員会、合同学生委員会、ゼミナール担当教員、国家試験等センター及び教務課等の連携において適切に行われている。各種委員会には教員と職員がそれぞれ配置され、教職協働にあたる仕組みが整っている。

教職員の協働及び学修支援の充実を図るために、教務課でシステムを導入することで、学生個人のデータベース（学生カード情報が中心）を構築し、学生の住所や保護者の連絡先等の基本情報のほか、履修や成績等を管理している。また、各ゼミナールにおいて学生面談を定期的に実施し、その結果を学生カルテとして整備している。【資料 2-2-1】

学修支援の具体的な内容としては、次のものが挙げられる。

#### 1) 初年次教育

##### ① 新入生研修会・オリエンテーション

学生同士または新入生と教職員との交流、学生生活全般の指導、履修方法の指導、大学への帰属意識の形成などを目的として、新入生全員を対象に、学外の研修施設を利用して 1 泊 2 日で実施している。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の防止のため、学外での宿泊型の研修会は中止となり、2 日間の日程で学内実施となった。新入生研修会及びオリエンテーションの企画は担当教員を中心に行い、運営は教員と職員が協働で行っている。【資料 2-2-2】

##### ② 総合科目（経済学科）・学生生活入門（法律学科・国際観光学科）

アカデミックスキルの修得を中心に行う 1 年次開講科目「総合科目 I・II」（経済学科）及び「学生生活入門 I・II」（法律学科・国際観光学科）では、30 回の授業のうち、図書館・電算室の利用方法、レポートの書き方、ディベートによる意見の伝え方、1 年生論文の書き方、資料の収集方法、プレゼンテーションスキルの向上、キャリア教育としての内定者報告会や公務員講話などをテーマ別に実施している。【資料 2-2-3】

#### 2) キャリア教育

学生の職業意識の涵養を目的に正課で実施している科目「キャリアサポート I・II」「インターンシップ I・II」「国内観光インターンシップ I・II」「海外観光インター

ンシップⅠ・Ⅱ」は、キャリアセンターと協働で企画・運営されている。【資料 2-2-4】

### 3) 公務員試験・各種資格試験

本学の国家試験等センターでは、公務員試験や各種資格試験を目指す学生のために 6 つの研究室（行政研究室、警察研究室、司法研究室、観光研究室、国際研究室、税務会計研究室）を設置し、定期的に教員による勉強会等を実施している。学生は無料で研究室の利用と指導を受けることができ、学習意欲や資格取得の向上につなげている。

【資料 2-2-5】

### 4) 学修ラボ

学修面での立ち遅れが見られる学生及び学修意欲のある学生の双方に対して、教員が各種の支援を行っている。支援の内容は、英語をはじめとする授業外支援、公務員試験対策、資格取得支援、卒業試験対策、学生生活全般の相談などからなる。

### 5) オフィスアワー

本学のすべての教員は、原則として週に 2 回のオフィスアワーを設定している。オフィスアワーの時間帯には、教員が研究室で待機し、学生からの学修、学生生活、就職活動等の助言・指導を行う体制を整えている。各教員のオフィスアワーの時間帯についてはシラバスに明記し、学生が随時把握することができる。【資料 2-2-6】

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) 学生による学修支援

本学では、大学院が設置されていないこともあり、TA 制度の運用が困難であるなか、平成 27 年度には、SA（スチューデント・アシスタント）制度の検討を始め、要綱を立案した。【資料 2-2-7】

国際観光学科では、平成 30 年度のカリキュラム改革により、英語の科目を増やすとともに、グローバル化に対応するために第 2 外国語科目も創設した。このような中で、国際観光学科では、英検、観光英検、TOEIC などの資格取得のための補習を教員が担当しつつ、語学が苦手な学生と得意とする学生が教え合い高め合うという土壌を培っている。法律学科の開講科目「模擬裁判Ⅰ・Ⅱ」では、経験を積んだ上級生が 1 年生の下級生に対して台本作りのノウハウや演技指導を重ねながら本番までの支援を行っている。

### 2) 学修環境のICT化の推進

本学では、総合科目群の英語科目（英文リーディング・ライティングを除く）の履修にあたって、ウェブテストである「英語実力テスト（プレースメントテスト）」によって学生の学力レベルに応じた科目を選択させている。。また、「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では 40 名、「初級英会話」「中級英会話」「上級英会話」では 20 名の定員が設定されており、これを超えた場合は抽選としている。【資料 2-2-8】

英語の授業外支援として、英語学習のためのウェブサイトを開設・運用している。同サイトでは、シラバス、1 週間の授業概要、宿題、資料等の情報が表示される。また、個人の学修を促進するために、選択式、記入式のテストを受験することも可能である。さらに、専門用語の解説やチャットルーム、フォーラムなども提供している。同ウエ

ブサイトを学生が利用するメリットとしては、24時間の利用が可能であること、復習のための授業概要の確認や資料のダウンロードができること、英語教員と連絡が可能といったインタラクティブな利用が可能なことなどがあげられる。【資料2-2-9】

### 3) 「観光英語検定試験」及び「実用英語検定試験」の支援

観光英検及び英検の学修支援の対象となるグループは、4ないし5としており、1グループ当たりの人数を1から5人程度に限定している。指導の時間は概ね90分程度であり、その内容はレベル別のリメディアルイングリッシュである。この学修支援に参加する条件として、予習プリントを確実に終わらせておくことが課せられる。また、この通年で開催している学修支援講座とは別に、英検の一次試験合格者を対象に、二次試験対策として面接練習を1人最低10時間実施している。なお、本年度の観光英語検定試験の合格実績は、2級が1人、3級が11人であった。また、実用英語検定試験の合格実績は、2級が2人、準2級が4人となった。【資料2-2-10】

### 4) 「旅行業務取扱管理者試験」の支援

9月上旬の国内旅行業務取扱管理者試験に向けて、5月から7月までは水曜日1時限と6時限、8月中旬から下旬までは1時限から4時限に特訓を実施している。演習時間を伸ばした結果、本年度の合格実績は、観光学科生に総合旅行業務取扱管理者試験の合格者を輩出することができた。【資料2-2-11】

### 5) 中途退学、休学及び留年への予防対策

本学では、1年次に「総合科目」（経済学科）及び「学生生活入門」（法律学科・国際観光学科）を開講し、また2年次から4年次まで全学を通じてゼミナールを開講している。その中で、修学指導だけでなく、前期・後期の学期当初及び学期末に面談を行うことで学生生活全般について担当教員と各種の相談をすることができる体制を整えている。このような取り組みの中で、退学や休学を考えている学生や留年した学生へのフォローも行っている。

### 6) 履修指導（経済学科）・ケース面談（法律学科、国際観光学科）及びゼミナール便り

各学科では、毎学期終了後の成績が出た段階で、当該学期中の修得単位数が一定程度不足している学生やGPA（Grade Point Average）が一定数以下の学生に対して、個別の「履修指導」・「ケース面談」を行い、問題状況の改善と解決に向けた助言・指導の相談体制を整えている。【資料2-2-12】

退学を考えている学生に対しては、保護者との三者面談を実施し、学業の継続に向けた改善策を模索しながら対応策を講じている。

これらの諸問題を早期に発見し解決するために、各学期末に学生の保護者に対して、成績表とゼミナール担当教員の所見を記した「ゼミナール便り」を送付し、学生生活全般に関する情報を共有する体制を整えている。【資料2-2-13】

## (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

低学年次における中途退学の防止策として、大学に馴染めない学生を早期に発見し、「総合科目」（経済学科）や「学生生活入門」（法律学科・国際観光学科）の担当教員やゼミ担当教員、職員が連携しながら相談や指導を行っている。現状において一定の効果をあげているが、さらに学生関係のデータを積極的に収集しながらデータ分析を行い、

効果の高い対応策を検討・実施していく。

学習意欲が低下している学生や学習障害を抱える学生を支援する上で、補習を含む授業外支援やSA制度の確立と育成など、教職協働体制を強化しながら充実化させていく。

オンラインによる英語学習ウェブサイトは、主に授業外での学修方法の教授や追加資料の提供などの情報提供や学修支援を行っているが、現在の運用は英語科目のみに限られている。今後は漸次、他の科目についても利用・拡充していくことが望ましい。

また、資格試験の支援策については、年度ごとに合格者数の多寡があるものの、語学系の資格試験では合格者に伸びを見せた。なお、「国際観光学科」への名称変更に伴って、英語圏の大学を中心に交換留学の協定校を増やすことが求められている。

## エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】 学生カード

【資料 2-2-2】 新入生研修会プログラム

【資料 2-2-3】 「総合科目」・「学生生活入門」シラバス

【資料 2-2-4】 「キャリアサポート」・「インターンシップ」のシラバス

【資料 2-2-5】 大学案内（国家試験等センター）

【資料 2-2-6】 シラバス（オフィスアワー）

【資料 2-2-7】 スチューデント・アシスタント要綱案

【資料 2-2-8】 ウェブ英語実力テスト（プレースメントテスト）

【資料 2-2-9】 英語ウェブサイト

【資料 2-2-10】 観光英語検定試験及び実用英語検定試験合格者実績

【資料 2-2-11】 国内旅行業務取扱管理者試験に向けた勉強会案内

【資料 2-2-12】 ケース面談実績

【資料 2-2-13】 ゼミナール便り

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、教育課程内外において充実したキャリア教育科目及びインターンシップ制度を設けるなど、社会的・職業的自立に向けたキャリア支援体制を適切に整備・運営している。

#### 1) 教育課程内

キャリアに対する意識を早期に持たせ、職業観の涵養に資するよう、初年次におけるキャリアデザインを重視している。1 年次において将来のキャリアに向けてコースを選

択させ、それぞれのコースごとの履修モデルに沿った科目登録をするよう指導している。

カリキュラム区分「選択科目」の「キャリア系」において、就職活動や社会で求められる人材に必要とされるスキルを身につけることを目的として次の科目を開講している。

3 学科共通では「キャリアサポートⅠ・Ⅱ」「インターンシップⅠ・Ⅱ」、経済学科では「ベンチャーキャピタル」「経営戦略論」など、法律学科では「公務員セミナー」「法曹・公務員仕事入門」など、国際観光学科では「国内観光インターンシップⅠ・Ⅱ」「海外観光インターンシップⅠ・Ⅱ」などの科目を設置している。【資料 2-3-1】

とりわけインターンシップは、より実践的なキャリア教育の展開と学生の職業観の醸成を目的に、企業との連携による教育プログラムとなっている。なお、実施にあたっては、取り組みの早期着手、学生と受入れ企業との間のミスマッチを生ぜしめないような調整、学修効果を勘案した長期実習の推奨、実習前の受入企業との意思疎通の促進、インターンシップ中に進行状況を確認するための担当教員によるモニタリングなどを行っている。なお、インターンシップの効果を高めるために、事前の準備と事後の報告会も授業に組み入れている。

過去 3 年間におけるインターンシップの派遣者数は、表 2-3-1 の示すとおりである。  
表 2-3-1 インターンシップへ派遣者数

|        | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------|----------|-------|---------|
| 経済学科   | 10 人     | 3 人   | 11 人    |
| 法律学科   | 1 人      | 2 人   | 2 人     |
| 国際観光学科 | 26 人     | 28 人  | 31 人    |
| 合計     | 37 人     | 33 人  | 44 人    |

## 2) 教育課程外

### ① キャリアセンター

本学では、学生一人ひとりの選択肢を広げ、学生自身が納得できる進路・就職を実現することができるように、キャリアセンターを中心に教職員が連携して就職を支援する体制を整えている。本学キャリアセンターは、学生のキャリア形成に資することを目的として、職業教育と就職支援全般にかかわる業務を担っている。【資料 2-3-2】具体的には、日常的な窓口業務から応募書類の作成指導、学内合同企業説明会、模擬面接など多岐にわたっている。

キャリアセンターの運営に当たっては、教職員からなる委員によって構成されるキャリアセンター運営委員会が置かれ、就職支援の状況やキャリア教育全般などの情報が教員に迅速に伝わるよう体制を整えている。【資料 2-3-3】

2 年生に対しては、社会で求められるジェネリックスキルを客観的に測定するプログラムである「PROG テスト」を導入している。これにより、リテラシーとコンピテンシーの 2 つの観点から測定がなされ、学生自身の現状を客観的に把握する資料を得ることができるようになる。【資料 2-3-4】

3 年次前期には、個人登録票を全学生に提出させるとともに、就職ガイドブックを配付している。3 年次の就職ガイダンスは、志望企業へのエントリーから就職試験まで

のプロセスの確認、マナー講座、履歴書・エントリーシートの作成及び添削、筆記試験対策、面接指導など、一連の就職活動を強化する内容となっている。また、3年次には、進路に関する個人面談をゼミ担当教員とキャリアセンター職員が協働して実施し、個別指導を行っている。【資料 2-3-5】さらに、学内において合同企業説明会を年 2 回開催し、求人と学生のマッチングを速やかに行う体制も整えている。【資料 2-3-6】

4 年次の就職支援対策としては、5 月から翌年まで、1 週間に 1 回、4 年生ゼミの担当教員を集め、「就職支援会議」を開いて情報共有を進めるとともに、キャリアセンターが中心となって一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行い、困難に直面する学生の就職活動につなげている。

#### ② 国家試験等センター

国家試験等センターでは、公務員試験や各種資格試験を目指す学生を対象に、効果的な受験準備及び受験対策の指導を行っている。同センターには、行政研究室、警察研究室、司法研究室、国際研究室、観光研究室、税務会計研究室という 6 つの学生のための研究室が置かれており、学生個々人の学習環境が整えられている。同センターでは、公務員試験や各種資格試験に関する相談、試験に関連する書籍の自由な閲覧のほか、公務員試験に向けた対策講座も多数開講している。【資料 2-3-7】

### 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア系科目を低学年次から開講することによってキャリアプランニングの意識向上を図り、主体的な職業選択の力を醸成する環境づくりを促進していく。

就職活動が困難な学生に対しては、教職員の連携を緊密にすることで初年次からの学修支援と進路支援を徹底し、就職準備に注力できる環境を形成していく。

変化する社会の中に学生を送り出すに当たっては、学生自らの資質を向上させるとともに、社会的・職業的自立のために必要な能力を培いながら人材を育成することが求められる。したがって、学生の学力の向上だけでなく就職に対する意識の向上を継続的に図るとともに、授業内のみならず授業外活動を通じて学修成果を実らせ、自己アピールポイントを蓄えられるよう支援に努めていく。

#### エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】カリキュラム表（キャリア系科目）

【資料 2-3-2】ノースアジア大学・秋田栄養短期大学キャリアセンター規程

【資料 2-3-3】キャリア運営委員会議事録

【資料 2-3-4】PROG テスト実施案内

【資料 2-3-5】大学 3 年生・進路に関する個人面談日程一覧

【資料 2-3-6】合同企業説明会参加企業案内

【資料 2-3-7】大学案内（国家試験等センター）

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援は、次のとおりである。

##### 1) 組織体制

学生サービス及び厚生補導のための学内組織としては、学生委員会、教務課、教育指導室、留学生別科、国際センター、保健室などがある。これらの組織が相互に連携して学生サービス及び学生生活上の諸問題に対する指導・助言の業務を行っている。

##### ① 合同学生委員会

本学学生の学内外における諸活動、福利厚生その他の学生生活の支援に関する事項を扱っている。具体的には、新入生研修会、高杉祭、学生論文コンクール、日本学生支援機構奨学金の手続き、学生生活実態調査の実施などがあげられる。【資料 2-4-1】

##### ② 教務部教務課

学生の教育相談及び修学支援、学生生活、課外活動、学生の福利厚生施設の整備と管理、学生の健康診断および身上相談、学寮・合宿所の管理・運営、奨学金や貸付金、保健室の管理・運営、その他学生生活全般にわたる業務を担当している。

##### ③ 教育指導室・学生相談室

教養と学識を修め、人格を高め、真実を見極め自立する力量を身につけることができるよう指導することを目的として教育指導室を設置している。具体的には、あいさつとスマイル運動、学内美化運動、受講マナーの指導、服装・頭髮装身具の指導、学内禁煙の指導を行っている。また、対人関係や学修の継続などに関する悩みを抱える学生のために、学生相談室が学生個人のみならず保護者からのさまざまな相談にも応じている。

【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

##### ④ 留学生別科・国際センター

留学生別科は、学部への進学を目指す外国人が、1 年間、集中的かつ効率的に日本語を学び、終了時までには大学の授業が理解できる日本語の能力を修得することを狙いとして設置されている。留学生別科に所属する学生に対しても本学の学則が準用され、本学学生と同様の学生サービスを受けることができる。【資料 2-4-4】

留学生に関する事務を分掌する国際センターは、本学に学ぶ留学生に対して留学生別科長とともに各種の学生サービスを提供している。

#### 2) 経済支援

##### ① 日本学生支援機構奨学金

入学前に日本学生支援機構から採用を得ている予約進学者と本学に通知があった採用枠の範囲で採用される定期採用がある。令和 2 年度の第 I 種奨学生は 43 人、第 II 種奨学生は 73 人、併用している者が 17 人、奨学生総数は 116 人であり、学生総数に対する割合は 14.6% である。

##### ② 学費サポートプラン

金融機関 2 社（オリエントコーポレーション、ジャックス）と提携し、学費サポート

プランを導入している。低金利であり、かつ短期間の審査で借入が可能であることなどの利便性に富んであり、家計の経済的事情から授業料等の学生納付金の納入が困難となった学生が活用している。【資料 2-4-5】

### ③ 奨学生制度

#### ア. 学業奨学生制度

学業奨学生を希望する者の中から、成績優秀かつ人生に対して崇高・確固たる目標を持ち、他の学生の模範となる学生を選考して、授業料の全部又は半額を免除する制度である。奨学生の種類には、Ⅰ種奨学生及びⅡ種奨学生がある。毎年、年度末に次年度の奨学生の選考が行われる。【資料 2-4-6】

#### イ. 観光奨学生制度

学業成績が優秀な学生で、将来観光事業に携わることを希望し、在学中に本学が提携する海外協定校に 1 年間留学する意思をもつ学生を観光奨学生として、留学する年度の授業料の半額を免除するとともに、留学時に奨励金を給付している。【資料 2-4-7】

#### ウ. 家族学費支援制度

入学者の保護者又は兄弟姉妹が本学、同一法人内の秋田看護福祉大学及び秋田栄養短期大学を卒業している場合に、入学金の一部を免除する制度、及び本学に兄弟姉妹が現に在学している場合に下級の者の当該年度授業料の一部を給付する制度からなる。【資料 2-4-8】

#### エ. 学園内大学入学金支援制度

学園内の附属明桜高校に在籍する生徒がノースアジア大学に入学する場合に、入学金の一部を免除している。【資料 2-4-9】

#### オ. 貸与奨学生制度

本学に在学する学生で、経済的理由により学生納付金の納入が著しく困難な学生に対して奨学金を貸与している。【資料 2-4-10】

### 3) 課外活動支援

#### ① スポーツ奨学生制度

本学の学生又は大学に入学を許可された者で、強化部（硬式野球部、サッカー部）に所属する者の中から、特に優れた技能を持ち、人格優秀で将来が期待される者をスポーツ奨学生として学費の一部を免除している。【資料 2-4-11】

#### ② 学生の課外活動への支援

本学では現在、24 団体が活動している。強化部以外の公認の学生団体に所属する学生については、令和 2 年度現在で延べ 303 人が所属している。

学生の課外活動への支援としては、野球場、サッカー場、体育館、トレーニングルーム等の施設の整備・貸出のみならず、備品・消耗品の購入、遠征費支援、活動実績の内容に応じた金銭的支援等を行っている。

各部・サークル（同好会）には専任教職員が顧問に就任するとともに、強化部については外部から経験豊富な指導者を招聘し活性化に努めている。【資料 2-4-12】

#### ③ 学生団体継続に関する代表者面談

年 1 回、部・サークルのリーダーとしての動機づけや指導・育成を目的として、全

ての部・サークルの学生代表者を対象に、学生団体継続に関する代表者面談を実施している。**【資料 2-4-13】**

#### 4) 健康相談・生活支援

##### ① 保健室

学校保健安全法に基づく保健室には、看護師が常駐し、健康相談、健康指導、応急処置などを行っている。健康相談は、学生が相談しやすいように月曜日から金曜日まで保健室で対応している。相談内容には、人間関係の悩み、治療中の傷病、生活習慣などに関するものが多い。軽度の怪我については応急処置を施し、治療を要する場合は医療機関への搬送や受診の手配を行っている。

定期健康診断は全学生を対象として毎年 1 回実施している。健康検査に異常の所見がある学生には、再検査の受診を勧めるとともに、校医や病院を紹介している。インフルエンザ等の疾患の予防方法を学生掲示板などで説明するなど、防疫にも努めている。さらに、教職員を対象として定例の健康相談も実施している。

##### ② 学内全面禁煙

健康増進法に基づき、学内の敷地内での喫煙を全面禁止している。受動喫煙による健康被害を防止して、学生と教職員等の健康増進を図り、公共性の高い大学として快適な学修環境を整備している。この施策の実効性を高めるために、教職員が協働して定期的に学内外を巡回・指導し、学内外の美化にも努めている。**【資料 2-4-14】**

##### ③ 学生生活支援

新入生オリエンテーションの際に、詐欺、悪質商法、SNS トラブル、ハラスメント、ストーカー被害、インターネットトラブル、消費者金融、宗教的勧誘等に対する注意喚起を行っている。問題が発生した場合は、学生相談室、ゼミ担当教員、教務課職員等が協働して対応している。**【資料 2-4-15】**

前期・後期の学期当初及び学期末において、1 年生に対しては総合科目や学生生活入門の時間に、2 年生から 4 年生に対してはゼミナールの時間に、担当教員が全学生を対象として面談を行い、学生カルテを作成・更新している。問題が生じた場合は、教務課がゼミ担当教員と情報共有し、早期解決に努めている。また、学業成績が一定水準に達していない学生を対象に行う面談（経済学部では履修指導、法学部ではケース面談）においても学生生活の改善に向けた相談を行っている。**【資料 2-4-16】**

##### ④ あいさつとスマイル運動

「あいさつとスマイル運動」は、教職員が一丸となって挨拶を学生に呼びかけることで、基礎的なマナーを身につけさせるとともに、学園全体が明るく爽やかな環境となることを目的として行われている。この運動は、長期の休み期間中を除き、教職員が交替で毎週月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から 9 時までの間に校内 2 か所で実施している。**【資料 2-4-17】**

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活全般における質的な向上を目指した学生サービスに向けて、学内組織や諸制度の周知とともに、教職員協働での対応を一層進めることとする。そのための手段としては、「学生生活実態調査」の積極的な実施とその検証及び改善によってきめ細かな対応を進め

ていく。

学生相談にあたっては、相談を希望する学生と保護者が比較的無理なく学生相談担当にアクセスできるように、メールによる相談予約の申し込み受け付けのシステムを検討していく。

学生生活への支援を積極的に推進することで、学生の大学への関心が高まり、大学への帰属意識を持つ学生が増え、それに伴い学生の意見や要望を捉える機会が増えることが学生生活の安定と向上にもつながると考える。

## エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-4-1】 ノースアジア大学・秋田栄養短期大学合同学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 ノースアジア大学・秋田栄養短期大学学生相談室要綱
- 【資料 2-4-3】 あいさつとスマイル運動案内
- 【資料 2-4-4】 ノースアジア大学留学生別科規程
- 【資料 2-4-5】 オリエントコーポレーションパンフレット
- 【資料 2-4-6】 学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の学業奨学生規程
- 【資料 2-4-7】 ノースアジア大学観光奨学生要項
- 【資料 2-4-8】 学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制度要綱 4 条
- 【資料 2-4-9】 学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制度要綱 3 条
- 【資料 2-4-10】 ノースアジア大学・秋田栄養短期大学奨学金貸与規程
- 【資料 2-4-11】 ノースアジア大学スポーツ奨学生規程
- 【資料 2-4-12】 クラブ・サークル一覧
- 【資料 2-4-13】 学生団体継続に関する代表者面談資料
- 【資料 2-4-14】 学生便覧（学内全面禁煙）
- 【資料 2-4-15】 学生便覧（キャンパスガイド）
- 【資料 2-4-16】 学生カルテ
- 【資料 2-4-17】 あいさつとスマイル運動

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、秋田市東部に位置し、JR 秋田駅東口から約 2.5 km、スクールバスを利用して約 10 分の小高い丘の上にある。本学の校地面積は、秋田栄養短期大学との共有部分を含めて

329,731.62 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準における必要校舎面積7,271.8 m<sup>2</sup>の4.8倍以上となる。

大学設置基準第34条の「校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適切な空き地を有するものとする」との基準も十分に満たしている。

大学のキャンパスは、大学校舎、附属図書館、40周年記念館、雪国民俗館、総合体育館、体育館、サークル棟、古田記念講堂が中庭を囲む形で配置されている。

図 2-5-1 キャンパスマップ



## 1) 教場等

### ① 大学校舎

大学校舎は、7階建ての教員研究室・管理棟を挟み、4階建ての経済学部棟と法学部棟が左右に配置されている。1階には大学事務部、法人事務部、キャリアセンター、保健室、学生ホール、掲示ホール、書店、コンビニエンスストア、ATM等が機能的に配置されている。管理棟の2階には理事長総室（理事長・学長室、会議室、事務室等）、3階には会議室及び法学研究所と経済研究所、4階にはOAルーム（第一電算室、第二電算室）と非常勤講師室があり、5階から7階には教員の研究室が個々に割り当てられている。研究室には給排水設備・冷暖房設備・電話・本棚・机・椅子・パソコン等が備え付けられている。各階にはトイレのほか給湯室が設けられている。

研究棟は、授業の規模に応じて50人から300人を収容できる複数の教場及びゼミナールのための演習室がある。法学部棟の4階は、公務員や資格取得を目指す学生の学修を支援する国家試験等センターが置かれている。ここには6つの研究室があり、所属学生のために専用の机・椅子、冷暖房機器が備え付けられている。

## ② 40 周年記念館

40 周年記念館には、地下に 250 席の学生食堂があり、1 階に雪国民俗館の展示場、ノースアジアツーリストの事務所が置かれ、2 階には授業や講演に用いられる 388 席の階段教場などがあり、3 階には大講堂などがある。営業終了後の学生食堂は、学生の休憩や自習等に用いられ、学生の交流の場となっている。

## ③ 古田記念講堂

座席数 990 席のホールをもち、入学式、卒業式、文学賞受賞式、学術講演、模擬裁判、大学祭等で使用されている。

## ④ 雪国民俗館

東北における文化伝承を目的として設置された大学の附属資料館である。国指定の重要有形民俗文化財 60 点を始め、歴史的な生活用品・生活衣類等を約 3,000 点所蔵している。大学や公民館で例年シンポジウムを開催し、民俗学の講演やパネルディスカッションを通じて地域住民との交流を図っている。また、学生サークル「雪国民俗研究会」と連携し、勉強会や調査活動を支援しており、教職員と学生が一体となって古き生活遺産を後世に伝えていく教育活動を地域社会へと展開している。【資料 2-5-1】

### 2) 施設・設備の安全性

校舎を含むすべての施設が昭和 58 年以降に建てられた施設であり、昭和 56 (1981) 年 6 月に改正された建築基準法施行令による耐震基準に適合している。消防設備、エレベーター、電気設備、給排水設備等については法令に基づく点検と検査を行い、安全性を確保している。校舎は、委託業者により常時清掃・点検が行われ、清潔な空間を維持するよう努めている。

警備体制については、警備会社の警備員が大学正門に午前 8 時から午後 5 時まで交替で常駐し、夜間には 2 人の宿直警備員が交替で巡回警備にあたっている。

学内には、AED (自動体外式除細動器) が保健室前及び同一敷地内にある秋田栄養短期大学事務室前、総合体育館及び体育館に設置されている。避難訓練と消防訓練は、毎年 1 回、学生を含めて全学的に実施している。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効利用

### 1) 実習施設

#### ① 教場等

本学の教室は、メディア利用による学修効果を上げるためにマルチメディア装置等の施設・設備を整えている。少人数教育を推進するために演習教場を 16 室、小教場を 4 室の計 20 教場を設け、「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」等に活用している。ノースアジアツーリストの事務所を 40 周年記念館に置き、演習授業「ツーリズム実習」の実践的教育の推進に供している。

#### ② ICT 施設

電算室には 60 台のパソコンが配備され、情報教育を可能にする環境が整っている。授業外の時間帯にはオープンルームとして学生が自由に利用することができ、主に資料の検索やレポート作成等に用いられている。ICT 設備は、図書館に 5 台、キャリアセンターに 10 台のパソコンがあり、自由に利用可能となっている。

### ③ ラーニング・コモンズ

図書館 1 階にはラーニング・コモンズが整備され、プレゼンテーションエリアを利用した授業やゼミナール等を行うことができる。ラーニング・コモンズ内ではノートパソコンが貸し出され、各種の発表等に供されている。

### ④ 総合体育館（屋内練習場）

1 階の人工芝が敷かれたアリーナは、投球練習場、打撃練習場として機能しており、悪天候時にも対応でき、練習に集中できる環境を整えている。2 階には柔道場や多目的スペースなどが配置されている。

### ⑤ 体育館

「まつり実践実習」をはじめとした授業のほかにクラブ・サークルの練習にも有効活用されている。バレーボールコート 2 面分の広さがあり、トレーニングルーム、シャワールーム、トイレ、男女更衣室が備わっている。

### ⑥ 野球場・グラウンド

敷地内には、硬式野球部専用の野球場とサッカー部の練習グラウンドが整備されている。

## 2) 図書館

図書館は講義棟に隣接し、学生が利用しやすい環境にある。建物面積は 2,198.00 m<sup>2</sup>、閲覧席は 298 席である。図書の蔵書は (181,253) 冊、雑誌類は (2,560) タイトル、視聴覚資料は (2,583) 点である。基本的には開架システムを採用しており、1、2 階間での書籍の移動を容易にする小荷物専用昇降機が設置されている。ウェブ検索を行うブラウジングコーナーも用意されている。館内には所蔵図書検索機 (OPAC) をはじめ、新聞記事を検索・閲覧できるヨミダス文書館、新聞記事や論文情報を検索できる MAGAZINEPLUS、法令や判例、審決等を検索できる Westlaw Japan、法学分野の主要な定期刊行物をフルテキストで提供する Hein-On-Line 等のデータベースや電子ジャーナルを利用できるパソコンも完備している。さらに、CD、DVD 等の視聴覚教材の閲覧に対応できるように AV コーナーも設けている。各種資格の取得を目指す学生のためには、資格取得関係資料コーナーを設け、参考書や問題集をそろえている。学外機関との連携による相互貸借や文献複写等の利用も可能となっている。

開館時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分までとしている。学生の図書館利用にあたっては、初年次の必修科目「総合科目 I」・「学生生活入門 I」のなかで、図書館オリエンテーションを実施している。新入生を対象に、館内で利用案内を配布して、館内見学ツアー、図書館貸出体験、パソコンを使った資料検索などの指導をしている。

#### 【資料 2-5-2】

図書館の運営については、図書委員会と図書館事務職員が協働してあたっている。年間購入する図書・雑誌等は、各学部の教員から希望を募るとともに、学生からの購入希望も受け付けている。また、特集や企画展の案内を定期的に発刊される「図書館便り」によって行い、図書資料の貸し出し冊数等の利用頻度を高めるよう努めている。【資料 2-5-3】

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

車椅子に対応したスロープ、自動扉の設置、身体障がい者用トイレの設置等、体の不自由な人にも配慮して整備を行い、施設・設備の利便性を確保している。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を受講する学生数は適切に管理されている。とりわけ「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」については、入学時にプレースメントテストを実施し、習熟度別にクラスを編成するとともに、1クラスあたりの履修者数を原則として40人以内の定員に抑えている。「初級英会話」「中級英会話」「上級英会話」についても、原則として20人程度のクラスサイズとして効果的な英語教育に取り組んでいる。英語科目で履修者数がこれらの定員数を超える場合には、開講クラスの追加もしくは抽選登録制で対応している。【資料 2-5-4】

表 2-5-1 令和2年度の英語科目のクラスサイズ

| 科目名  | 英語Ⅰ      |          | 英語Ⅱ | 英語Ⅲ | 初級英会話    |          | 中級英会話 | 上級英会話 |
|------|----------|----------|-----|-----|----------|----------|-------|-------|
| 受講者数 | A<br>40人 | B<br>40人 | 40人 | 40人 | A<br>20人 | B<br>20人 | 20人   | 20人   |

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の保持及び維持管理については、適切な教育研究活動のための管理体制を今後も堅持していく。

教場における快適な学修環境を確保するために、空調機器の整備を進めるとともに、AV機器の交換を段階的に行う。サニタリー機器についても改装を順次行っていく。

図書館は、その機能を発揮できるよう学生向けの利用者教育を継続することによってサービスの向上を図り、図書館の利用を促すなかで学生の主体的な学びを高めていく。

履修者数の規模については、カリキュラムと時間割の編成時やプレースメントテスト実施時に必要な見直しを行うことで適正な規模となるよう努める。

### エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-1】 ノースアジア大学雪国民俗館規程

【資料 2-5-2】 「総合科目Ⅰ」及び「学生生活入門Ⅰ」シラバス（図書館利用案内）

【資料 2-5-3】 図書館便り

【資料 2-5-4】 学力別クラス分けと履修者数の制限

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望は、授業担当者やゼミナール担当者を通じて学生から直接伝えられるもののほか、教育の質的改善を目的として、前期・後期で年2回実施している「授業評価アンケート」によって把握している。同アンケートでは、学びに対する満足度や理解度、授業への要望等を知ることができる。【資料 2-6-1】

学修支援に係る諸問題を分析・検討して対策を講じる組織として、ファカルティ・デベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）が各学部設置されている。授業アンケートの結果は、教務課で集計された後、FD 委員会から個々の教員に送られ、個々の教員による検討の後、「授業改善の取り組み」としてまとめられ、各授業にフィードバックされることになる。この「授業評価アンケート」の集計結果及び「授業改善の取り組み」は、教務課窓口及び図書館において閲覧することができる。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

「授業評価アンケート」においても把握がしきれない学生の本音に着目し、各学年の代表学生を集め、毎年1回、「学生 FD ミーティング」を実施し、その結果を小冊子にまとめて公表している。【資料 2-6-5】

学生の授業や学修への取り組みや大学での学び方、図書館の利用状況等については、「学修状況に関する調査」を実施し、学生生活の満足度等については、「学生の実態に関する調査（学生生活）」を実施し把握・分析している。アンケートの結果は、修学上の支援やカリキュラムの改革などで役立てられている。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

人間関係や疾病等のさまざまな理由から授業のみならず学生生活全般に支障をきたし、学修の継続に困難を抱える学生については、学科長、ゼミナール担当、教務課職員が連携して当該学生や保護者と日常的に面談を行い支援している。面談によって把握した個々の状況や要望等は、学修への適応のための支援や中途退学者の抑制に生かされている。

#### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学びに対する満足度に関する調査と合わせて、合同学生委員会で「学生の実態に関する調査（学生生活）」を実施している。このなかで学生が日ごろどのような生活を送っているのかを把握している。具体的には、健康・悩み・関心事をはじめ、生活費を得る手段、奨学金制度、課外活動、就職等についての質問を投げかけている。この調査から得られた結果を基礎資料として、より良い学生生活を作り上げるための一助としている。

#### 【資料 2-6-8】

ゼミナール教員や学生相談室による面談では、学修状況とともに、健康状態や経済状況など生活状況に心配のある学生からその状況や要望を聴き取り把握し、教務課と連携しながらできるだけ早期の支援対策を講じるよう努めている。これにより、自発的な来談を待たずに積極的に学生にアプローチする仕組みが機能している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

授業ごとに実施している「授業評価アンケート」には、学修状況に関する満足度のみならず、学修環境に関する質問を含む意見・要望をくみ上げる自由記述欄が設けられている。同アンケートの集計結果は、授業担当教員にフィードバックされ、授業改善に向けた改善策が講じられている。【資料 2-6-9】

1 年生から 4 年生を対象に実施される「学修状況に関する調査」では、学修と授業、大学での学び方、図書館の利用について要望することや期待することなどを質問している。調査結果を受けて教務課及び合同学生委員会を中心に学修環境の整備に向けた検討を行っている。具体的な対応例としては、教場内のエアコンの設置、スクールバス時刻表のポータルサイト上へのアップ、雪害による学生駐車場の舗装面の悪化の再整備などがあげられる。【資料 2-6-10】

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートに対する改善策を報告書「授業改善の取り組み」にまとめ、授業にフィードバックするとともに、内容を公開することによって着実に PDCA のサイクルを回していく。また、「授業評価アンケート」の質問項目の内容を見直し、より学生の意見を反映することができるように検討していく。学生からの意見・要望を広く集めるために、Web 上での意見聴取システムの構築についても検討する。

「学生の実態に関する調査」及び「学修状況に関する調査」については、その内容を見直し、学生生活や学修状況に加えて学修環境に関する学生の意見・要望を一層把握できる内容となるよう検討する。とりわけ、4 年生に対する学生生活の満足度に関する調査の結果は重要と考えるので、十分に分析を加えて効果的に反映できるような体制を整えていく。

### エビデンス集（資料編）

【資料 2-6-1】 授業評価アンケート

【資料 2-6-2】 ノースアジア大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程

【資料 2-6-3】 授業評価アンケート（綴り）

【資料 2-6-4】 授業改善の取り組み（綴り）

【資料 2-6-5】 学生 FD ミーティング（冊子）

【資料 2-6-6】 学修状況に関する調査（学修支援）

【資料 2-6-7】 学生の実態に関する調査（満足度）

【資料 2-6-8】 学生の実態に関する調査（健康相談、経済的支援）

【資料 2-6-9】 授業評価アンケート（学修環境）

【資料 2-6-10】 学生の実態に関する調査（学修環境）

### [基準 2 の自己評価]

本学の使命・目的を達成するために、各学科のアドミッション・ポリシーを明確に定め、求める学生像を大学案内、入学試験要項、ウェブサイト等において周知している

入学者の受入れについては、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、共通テスト利用

選抜等の入学試験区分を設け、適正に志願者を評価・選抜して受け入れている。入試問題の作成は、本学の専任教員が行い、入試委員会において厳正に検討を重ね、管理・運営している。学生の受入れ数については、進学説明会や高校訪問、高大連携授業等の学生募集活動を継続的かつ積極的に行い、入学定員の充足に向けて鋭意努力している。

学生の入学後は、卒業に向けた学修支援の体制が教職員の連携で構築され、広く行き届いている。具体的には、入学前教育、初年次教育、授業等に関する学修相談、公務員試験や各種資格試験に向けた支援、学業不振者に対する履修指導・ケース面談、中途退学希望者との相談等であり、入学から卒業まできめ細やかに支援が続けられている。学生相談室や保健室も教職員と連携を図りながら学生の支援に取り組んでいる。

学生の職業的な自立の能力を培うために、早期から職業意識を育てる教育課程を編成し、知識スキルや就業意識の向上につなげている。インターンシップでは、各学科がキャリアセンターと協働しながら積極的に派遣先を確保して学生を送り出している。

各種奨学金や課外活動に対する支援も適切に整備され、学生生活の安定と充実に寄与している。

教育研究活動を支える学修環境は、図書館の整備をはじめアクティブ・ラーニングに対応する施設・設備を整えてきており、効果的な教育研究活動が実現している。学修環境の整備については、学生の意見や要望をくみ上げる仕組みを通して、学生生活及び教育研究環境の充実に向けて反映させている。

以上のことから、基準2「学生」の基準を満たしていると判断する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-2-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-3-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己判定）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

卒業時に身につけるべき能力や資質を明確にするため、学則に定める使命及び目的に基づき、全学共通でディプロマ・ポリシーを定めた上で、さらに各学科独自のディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、大学案内、ホームページ及び大学ポートレート等に掲載することで周知を図っている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学則に定められた期間在学し、各学部教育目標に沿って配置した科目を履修して基準となる単位数を修得することを卒業認定・学位授与の要件とするディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定めている。これらは、学則に明確化され、学生便覧等に掲載するとともに、新入生オリエンテーションや履修ガイダンス等で学生に対して周知徹底している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

単位認定及び成績評価の基準は、学則に明確化されており、その評価にあたっては、シラバスに当該科目の到達目標と評価基準・方法を明示し、周知しており、公平性が保たれている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】 本学に入学する前に在学した大学又は短期大学で履修した科目の単位の認定は、60 単位を超えない範囲で認定することができることも学則において明示している。【資料 3-1-8】

教育研究活動を維持していくための中間指標として、2 年次から 3 年次に進級する際の進級基準を設けている。2 年次末までに 50 単位以上修得した者に対して 3 年次への進級が認められる。進級制度は、授業を計画的に履修して学修の効果を高めるために設けられたものである。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

卒業認定基準は学則に定められており、卒業要件単位数を大学設置基準の 124 単位とするほか、各学科の卒業認定の要件をそれぞれ定め、学生便覧に掲載するとともにオリエンテーションやガイダンスにおいて学生に周知している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学生の学びの強化に資するように厳格な成績評価を徹底している。成績評価の方法は、

定期試験の評価、レポート等の学修成果物の提出、学修態度等によることをシラバスに記載し、本学ポータルサイト上で公表するなど、学生に明示している。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】なお、科目の授業について出席すべき時間数の 3 分の 1 以上欠席した者は、その科目の受験資格が与えられないことを全学の共通基準としている。【資料 3-1-15】

GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、一学期内及び通算での学修状況を学生自身が把握できるようにしている。GPA の数値は、ケース面談にあたっての指導や学業奨学生、観光奨学生等の選考基準等にも用いられている。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

進級判定及び卒業認定にあたっては、教務委員会が原案を作成した後、学長が各学部の教授会の意見を聴き決定しており、厳正な運用がなされている。学部を卒業した者には、ノースアジア大学学位規定の示す学位が授与される。【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を具現化しながら、社会的変化や社会的要請に呼応した人材を育成するために、必要に応じてディプロマ・ポリシーの見直しを検討していく。

成績評価及び単位認定にあたっては、学修の到達度に応じた厳格な成績評価を今後も行っていく。

将来的には、科目間の設問の難易度による成績評価の差異を是正するために、問題の難易度の平準化についても検討していく。

### エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-1-1】 大学案内（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-2】 ホームページ（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-3】 大学ポートレート（ディプロマ・ポリシー）
- 【資料 3-1-4】 ノースアジア大学学則 18 条、19 条、19 条の 2
- 【資料 3-1-5】 学生便覧
- 【資料 3-1-6】 ノースアジア大学学則 17 条
- 【資料 3-1-7】 シラバス
- 【資料 3-1-8】 ノースアジア大学学則 18 条の 3
- 【資料 3-1-9】 ノースアジア大学学則 17 条の 2
- 【資料 3-1-10】 学生便覧 17 頁
- 【資料 3-1-11】 ノースアジア大学学則 18 条
- 【資料 3-1-12】 学生便覧 3 頁
- 【資料 3-1-13】 ノースアジア大学学則 17 条
- 【資料 3-1-14】 シラバス
- 【資料 3-1-15】 ノースアジア大学学則 14 条
- 【資料 3-1-16】 学生便覧 20 頁
- 【資料 3-1-17】 成績表
- 【資料 3-1-18】 教授会議事録（卒業判定・進級判定）
- 【資料 3-1-19】 ノースアジア大学学則 19 条の 2

【資料 3-1-20】 ノースアジア大学学位規程

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーの目的を実現するための適切な教育課程を編成するために、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。それゆえに、3 学科の教育課程の編成は、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的・組織的なものになっている。これらのカリキュラム・ポリシーは、学生便覧、ホームページ、大学ポートレート等に掲載し、周知されている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げた各学科の人材育成の目的を達成するために、経済学科、法律学科及び国際観光学科の教育課程は、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、3 学科共通で幅広い教養を学ぶ「総合科目群」と各学科の専門領域を学ぶ「専門科目群」という 2 つの学修領域に区分され編成されている。それぞれの分野では講義・演習及び実習を適切に組み合わせた授業を開講している。【資料 3-2-4】

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されており、その達成のためにどのような教育内容と教育方法を取り入れるかについて明確にしている。このことから、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3 学科の教育課程は、各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、総合科目及び専門科目それぞれの分野で体系的に編成されている。

総合科目群では、必修科目、選択必修科目、選択科目に分類され、必修科目には初年次教育の科目、選択必修科目には外国語科目、選択科目にはさまざまな角度から物事を見る能力や、豊かな人間性を養うための科目が配置されている。

専門科目群については、経済学科では、基礎科目、発展科目、実践科目を配置している。法律学科では、必修科目の他に法律系科目、政策系科目、キャリア系科目を配置している。観光学科では、必修科目の他に語学系科目、観光系科目、法律・政治・経済系科目、キャリア系科目を配置している。【資料 3-2-5】

また、1 年次から将来の目標に向けて効果的に単位を修得できるように、進路別のコース制を編成している。それぞれのコース別の履修モデルを参考に授業科目を選択することになる。【資料 3-2-6】

ゼミナール科目については、必修科目として 2 年次から 4 年次までの 3 年間を通して、少人数によるきめ細かな指導体制を整えている。

卒業に必要な単位数は、学則に定められているとおり各学科 124 単位以上であり、その内訳としては、総合科目群で 18 単位以上、専門科目群で 106 単位以上となっている。

シラバスには、すべての科目に対して到達目標、授業概要、授業計画、履修条件、参考文献・資料、成績評価の方法、オフィスアワー、成績評価の基準、学生へのメッセージ等が記載されており、本学のポータルサイトやウェブページで閲覧することが可能となっている。【資料 3-2-7】

履修単位についても、学生の授業外での十分な学修時間を確保するために、履修科目として登録することができる単位数の上限を前期・後期いずれかの半期において 24 単位、1 年間に 46 単位とし、単位制度の実質化に努めている。ただし、2 年次以上の学生で通算 GPA が 3.0 以上の者に対しては、1 年間に 50 単位までの履修を認めている。【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】

### 3-2-④ 教養教育の実施

教育過程の編成にあたっては、本学学則の定めるとおり、学部・学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配置することとしている。【資料 3-2-10】 そのために、幅広い分野にわたる基礎知識を身につけて人間形成の基礎をつくるための教養科目を総合科目群に配置している。

総合科目群では、初年次教育として大学での学修や学生生活の送り方など、学生としての基礎を学ぶ「総合科目Ⅰ・Ⅱ」（経済学科）・「学生生活入門Ⅰ・Ⅱ」（法律学科・国際観光学科）を配置するとともに、社会科学、人文科学、自然科学の分野の教養科目を開講している。また、日本語文章表現力の向上のための教育はもとより、グローバル化にも対応できる学生の育成を目指して外国語教育にも力を入れている。【資料 3-2-11】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

初年次教育として、1 年次の必修科目「総合科目Ⅰ・Ⅱ」を経済学科に、「学生生活入門Ⅰ・Ⅱ」を法律学科及び国際観光学科において開講している。これらの科目では、複数教員が担当し、研究課題に向けた論文の執筆とプレゼンテーションなど、主体的に物事を考え、協働して問題を解決する能力を身につけるアクティブ・ラーニングを取り入れている。それら以外の授業においても双方型、フィールドワーク、発表等を取り入れた授業が増える傾向にある。【資料 3-2-12】 【資料 3-2-13】 【資料 3-2-14】

英語科目では、新入生オリエンテーション時にウェブ上でプレースメントテストを実施し、学力別にクラス分けを行っている。英語クラスは人数制限をかけており、「初級英会話」、「中級英会話」、「上級英会話」については 1 クラスの上限を 20 名に、「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」については上限を 40 名としている。これを超える数の場合はクラスを複数に分割す

るなどの方法により学習環境を整えている。【資料 3-2-15】

キャリア系科目では、初年次からの社会的自立に向けた教育として「キャリアサポート I・II」を開講するほか、2 年次以降には、企業との連携によるインターンシップやスピーチなどの実践的な授業科目を配置している。

ファカルティ・デベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）では、教員による授業参観を行うとともに、学生による授業評価アンケートを各学期の半ば頃に実施している。授業参観のコメントや授業アンケートの評価や意見・要望を踏まえて、各教員はフィードバックとして「授業改善の取り組み」を報告書として提出することになっている。授業評価アンケートの集計結果と授業改善に向けた取り組みの報告書は学内において公開されている。FD は全学的かつ組織的な取り組みであることから、学生からの声を直に聴く場として、原則として 1 年次から 4 年次までの学生をそれぞれ数名ずつ集め、「学生 FD ミーティング」を開催している。その内容は小冊子にまとめられ、教員に公開されて授業改善の一助としている。【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

シラバス原稿の提出にあたっては、FD 委員会と教務課が原稿の確認を行い、必要に応じて授業担当教員に加筆修正等の指示を行っている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学科別に策定・周知しているカリキュラム・ポリシーに基づき、社会のニーズの変化に的確に対応した教育課程の編成に継続して取り組む。

各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って設置されている授業科目とカリキュラム・ポリシーがどのように関連づけられているかを明示するカリキュラム・マップを策定し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性をより明確にする。

ポータルサイトを活用して授業に関する資料、課題等を配信することで授業外学修の推進を図る。

アクティブ・ラーニングの推進や授業外学修時間の確保等、教育の質的改善に向けて、FD 活動を中心に組織的な取り組みを継続的に行う。

### エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】 学生便覧（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-2-2】 ホームページ（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-2-3】 大学ポートレート（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-2-4】 学生便覧（カリキュラム表）

【資料 3-2-5】 学生便覧（カリキュラム表）

【資料 3-2-6】 学生便覧（コース別履修モデル）

【資料 3-2-7】 シラバス

【資料 3-2-8】 ノースアジア大学履修科目の登録の上限に関する細則

【資料 3-2-9】 学生便覧 18 頁

【資料 3-2-10】 ノースアジア大学学則 12 条 2 項

【資料 3-2-11】 カリキュラム表（総合科目群）

【資料 3-2-12】 経済学科のアクティブ・ラーニング

- 【資料 3-2-13】 法律学科のアクティブ・ラーニング
- 【資料 3-2-14】 国際観光学科のフィールドワーク
- 【資料 3-2-15】 プレースメントテストと英語科目のクラス分け
- 【資料 3-2-16】 授業評価アンケート
- 【資料 3-2-17】 授業改善の取り組み
- 【資料 3-2-18】 学生 FD ミーティング冊子

### 3-3. 教育成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己点検

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のため、全学科において3年次へ進級するための要件として修得単位数の基準を設けている。この基準はディプロマ・ポリシー達成に向けての中間指標としての意味合いを持っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

原則的にすべての授業科目で実施される「授業評価アンケート」では、授業に関する質問項目を中心に、時間外学修等の学修状況についても点検している。【資料 3-3-3】

全学生を対象とする「学修状況に関する調査」は、学生の意識を把握するための調査である。授業への取り組み及び大学での学び方並びに図書館の利用等について、数段階の選択肢から回答できるようになっており、授業や学修の満足度等については、その理由を記述式で回答する方式となっている。【資料 3-3-4】

大学4年生を対象に実施される「学生生活満足度調査」では、大学4年間の学びについて、1週間の平均的な学習・諸活動の時間、大学生活に対する満足度、大学教育で身につけたこと、本学の教育方法について力を入れてほしいこと等について点検を行っている。

##### 【資料 3-3-5】

学生の成績評価については、平成27年度後期から成績通知書に GPA (Grade Point Average) を表記している。学期ごとの成績評価値及び通算の成績評価値を明らかにすることによって、単位の質とその推移を把握・点検することができ、学修意欲の喚起と指導のための資料として用いられている。【資料 3-3-6】

成績表は、学生の活動状況とゼミ担当教員による所見を記述した「ゼミナール便り」とともに学期末に保護者に送付され、保護者との情報の共有と点検による連携強化の一助としている。【資料 3-3-7】

国際観光学科では、1年次が修了した時点で必修科目（観光論、観光法規、観光英語）をセンサー科目として、単位修得状況や成績状況を個別的に把握している。これにより、学業へのつまずきが早期に発見され、学修目標の達成に向けて個別的な授業外支援がなさ

れることになる。【資料 3-3-8】

2 年次以上の学生については、ゼミナール担当教員が学期当初及び学期末ごとに個別面談を行い、単位修得状況等を点検・評価し、相互に確認している。【資料 3-3-9】

キャリアセンターでは、週 1 回、就職支援会議を開き、ゼミ担当教員が提出する週間キャリア報告書等により就職状況の把握・点検に努めている。【資料 3-3-10】

企業が求める人材や就職活動に対する姿勢などに関するアンケート調査については、キャリアセンターが主催する合同企業説明会において、参加企業の人事担当者に対してアンケートを実施し、その結果を把握・分析している。【資料 3-3-11】

資格取得の啓発のための制度としては、資格取得報奨制度があり、学生の資格取得状況の把握と資格取得に向けた学習の奨励とにつながっている。【資料 3-3-12】

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

授業内容及び授業方法の改善に向けた資料を得ることを目的として、学生による授業評価アンケートを実施している。また、教員による授業参観を実施し、他の教員から見た個々の授業について点検・評価を行っている。授業評価アンケートと教員による授業参観の結果に基づいた検証と改善のために、各教員は授業改善に向けた報告書を提出し、授業内容や授業方法にフィードバックすることで自身の授業に対する改善を行っている。【資料 3-3-13】

キャリアセンターが実施する外部テストの「PROG テスト」の結果については、デザインを工夫した形で学生個人にフィードバックされ、現状の強み・弱み等を視覚的に理解することで、就職活動に向けた学生の自己理解を深める一助としている。【資料 3-3-14】

学期末ごとに一定の単位数や GPA に満たない学生を把握し、当該学生と複数教員からなる面談（履修指導・ケース面談）を行い、フィードバックとして各種の助言・指導を行っている。担当教員だけでは問題解決に至らない困難事例に対しては、学部長や教務委員長等を交えた会議を開き、情報を共有するとともに、協働で問題解決にあたっている。【資料 3-3-15】

表 3-3-1 経済学部「履修指導」対象者

| 学年   | 目標単位数  | 後期修了時の単位数 |
|------|--------|-----------|
| 1 年次 | 40 単位  | 30 単位     |
| 2 年次 | 80 単位  | 60 単位     |
| 3 年次 | 110 単位 | 90 単位     |

表 3-3-2 法学部「ケース面談」対象者

| 学年   | 前期終了時の単位数 | 後期終了時の単位数 |
|------|-----------|-----------|
| 1 年次 | 12 単位未満   | 30 単位未満   |
| 2 年次 | 32 単位未満   | 60 単位未満   |
| 3 年次 | 74 単位未満   | 90 単位未満   |
| 4 年次 | 100 単位未満  | 124 単位未満  |

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートについては、FD 委員会及び教務課を中心に点検を引き続き実施し、各教員にとって必要な改善・向上策を講じる。

授業内容の方法に関する具体的な改善策としては、双方向授業の積極的な導入による学生の主体的な学びの促進、学修到達度についての形成的評価の実施、個々の試験問題の配点の明示による評価の適切性や公平性の向上などがあげられる。

学生の出席状況、単位修得状況、成績の分布状況等を定期的に調査・分析することで単位の実質化と質保障に向けた必要な改善・向上策を策定していく。

出席状況をリアルタイムに把握することで欠席者等に対する迅速な対応を可能とする統合的な情報管理システムを整備していく。

学内での評価のみならず、卒業生の勤務先に対して学修成果を問うことは、外部評価として大きな意味を持つことから、このような評価を教育改革に積極的に活かせるよう検討する。

### エビデンス集（資料編）

【資料 3-3-1】 ノースアジア大学学則 17 条の 2

【資料 3-3-2】 学生便覧 17 頁

【資料 3-3-3】 授業評価アンケート

【資料 3-3-4】 学修状況に関する調査

【資料 3-3-5】 学生生活満足度調査

【資料 3-3-6】 学生便覧 20 頁

【資料 3-3-7】 ゼミナール便り

【資料 3-3-8】 国際観光学科のセンサー科目の見える化

【資料 3-3-9】 ゼミナール面談

【資料 3-3-10】 キャリア運営委員会

【資料 3-3-11】 企業アンケート

【資料 3-3-12】 ノースアジア大学・秋田栄養短期大学資格取得者報奨制度要綱

【資料 3-3-13】 授業改善の取り組み

【資料 3-3-14】 PROG テスト結果

【資料 3-3-15】 ケース面談記録

### [基準 3 の自己評価]

建学の精神を具現化するために、学則に定める教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーが明確に策定され、周知されている。学生への周知は、大学案内やホームページ等で徹底されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学則によって明確にされ、厳格な運用がなされている。

各学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの方針に基づいて定められ、大学案内、学生便覧、ホームページ等に明示され、周知されている。

教育課程は、本学の教育目的を実現するために、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的・組織的に編成されている。

教授方法の工夫のための FD 委員会の体制も整備され、学生による授業評価アンケートが毎学期に実施され、適切に運用されている。

授業方法として、アクティブ・ラーニングや双方向授業を導入している授業も増えている状況にある。

学修状況、学生生活、就職状況、資格取得状況等に関する調査により、学生の学修状況について定期的かつ適切に点検・評価している。各調査結果は分析され、教職員にフィードバックされており、授業改善や指導方法の改善に反映されている。

以上のことから、基準 3「教育課程」の基準を満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保障

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の教育理念、教育目的を達成するために、学生、教育課程、経営・管理並びに財務等を含むすべての活動及びその運営に関して多面的な検証と自主的・自律的な改善活動に取り組んでいる。

本学は、ノースアジア大学学則 1 条に大学の使命・目的を定めるとともに、同 1 条の 2 において、「本学は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定め、その使命・目的に即して自己点検・評価を自主的に行うこととしている。【資料 6-1-1】

自己点検・評価を行うにあたっての実施体制については、「ノースアジア大学自己点検及び自己評価規定」を定め、その 1 条において「本学の教育等の改善向上を図るため、自己点検及び自己評価について必要な事項を定める」と規定する。

本学が自己点検・評価の対象としている事項は、①使命・目的等、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証である。【資料 6-1-2】

内部質保証のための恒常的な組織は、自己点検及び自己評価委員会を中心に IR 推進室、教務委員会、入試委員会、学生委員会その他の委員会及び事務局であり、すべての組織が取り組むよう体制を整えている。

自己点検及び自己評価委員会は、副理事長を委員長とし、法人統括部長、経済学部長、法学部長、理事長が使命する者若干名で構成されており、副理事長のリーダーシップにより組織的に実施する責任ある体制が確立されている。【資料 6-1-3】

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証に関する全学的な組織、責任体制は、「ノースアジア大学自己点検及び自己評価規定」に明示され構築されており、これを堅持していく。

学内の諸活動に関するデータの収集・分析に関しては、関連する各種委員会及び IR 推進室で行っている。今以上に各種委員会等が有効に情報分析を行うためには、教職員が IR に関する認識と知識を身につけることが重要である。このため、IR 推進室が主体となって IR に関する人材育成プログラムを進めていく。

内部質保証の活動にあたっては、PDCA サイクルに基づく組織の運営が求められることから、自己点検及び自己評価委員会は、点検・評価体制や方法を検討し、全教職員の点検・評価活動に対する意識を高め、よりきめ細やかに点検・評価が行えるような実施体制と方法を整えていく。

## エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】 ノースアジア大学学則 1 条の 2

【資料 6-1-2】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 1 条、3 条

【資料 6-1-3】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 4～6 条

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自己点検・評価は、「自己点検及び自己評価委員会」が中心となり、学部・学科、各種委員会並びに事務局との連携を図りながら、自主的・自律的に実施している。

自己点検及び自己評価の実施の期間は、エビデンスに基づき原則として 3 年ごとに行い公表するものとしているが、日本高等教育評価機構の基準項目に準拠した自己点検及び評価は原則として毎年実施している。【資料 6-2-1】

自己点検及び自己評価委員会は、自己点検及び自己評価を実施し、理事長あての自己点検評価書を作成している。同委員会は、委員長の判断により必要に応じて開催されるほか、委員総数の 3 分の 1 以上の委員による要請があった場合、委員長は速やかに委員会を開催しなければならないことになっている。【資料 6-2-2】

自己点検・評価の実施は、自己点検及び自己評価委員会が当該年度の点検・評価事項を検討の上で関係部局に示し、各種委員会・関連部局の担当者を招集し、趣旨から手順までを説明した後、任意の作業部会を設けて検討・検証作業に入ることになる。同委員会は、作成した理事長あての報告書を学長の承認を経て理事長に提出する。自己点検及び自己評価の結果は、本学ホームページに掲載して結果を共有し、学内外に公表している。【資料 6-2-3】

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の具体的な取り組みとして、教育に関する事項については、各学期に実施する「授業評価アンケート」により、また、学生の学修活動や学生生活については「学修状況に関する調査」、「学生の実態に関する調査」「学生生活満足度調査」によりデータを収集し分析を行っている。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

また、人事課の実施する教員個人に対する自己評価の取り組みについては、一年間の目標、目標に対する成果・進捗状況、学生募集活動などの項目について自己評価書の提出が求められる。各教員が記載する評価項目については、PDCA の 4 つ観点から自己評価し、最終的には当初の課題である行動計画がどこまで実現したかを記載することになっている。検証された結果は、次年度の改善された行動計画となり評価が継続していく。教員には

PDCA サイクルに従って常に改善することが求められ、単なる報告ではなく自己変革を導きやすいようにしている。【資料 6-2-7】

事務局による自主的・自律的な自己点検・評価では、部課長による業務目標の設定及び担当業務の振り返りを PDCA サイクルに従って実施し、結果をまとめている。これも PDCA サイクルの考え方の徹底により、事務局における改善行動に資するものとなっている。【資料 6-2-8】

結果の共有に関しては、学内教職員に対しては自己点検評価報告書を学内で公開して取り組み状況や課題の共有認識を行い、学外者に対してはホームページで公表している。【資料 6-2-9】

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価の実施において、その根拠となる関連資料の現状を把握するための情報収集や分析は、学校法人ノースアジア大学 IR 推進室規程に基づき IR 推進室が設置され、そこで行われている。IR 推進室は、大学の教育、研究その他の活動に関する多様なデータの効果的かつ効率的な収集及び分析を行うことにより、戦略的な大学経営の推進を図ることを目的としている。【資料 6-2-10】

自己点検・評価の実施に向けた現状把握のため、IR 推進室は、教務課、入試戦略室、キャリアセンター、総務課、経理課等の関係部局並びに教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD 委員会等の各種委員会との連携を図りながら各種規程、数値データ、議事録等の資料を収集している。これらの資料は、自己点検及び自己評価委員会が基準項目ごとに行う検証の際に確認資料として用いられる。収集したデータは分析され、さまざまな改善に向けた提案がなされている。

恒常的な内部質保証の取り組みとして、授業評価アンケートの実施、学修状況に関する調査、学生の実態に関する調査、学生カルテの作成・更新、履修指導・ケース面談、進路に関する個人面談等の定期的な実施、授業方法・内容の改善に向けた取り組み、中途退学の防止、就職活動の支援に向けた取り組みなどがあげられる。

以上のように、IR 推進室を中心に多面的な情報の収集と分析を行っていることから、学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条を遵守し、内部質保証のための自己点検・評価を行うにあたって必要なデータの収集と分析を行っているといえる。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

各部署が収集したデータの内容の充実と範囲の拡充を図り、適切な個人情報管理のもとで、学内教職員が必要に応じてデータを閲覧・利用することができるよう利便性を高め、効果的に運用できるよう推進する。このことにより、学生に対する学修支援、とりわけ公務員試験や資格試験などに取り組む学生に対するきめ細やかな指導と支援を充実させるとともに、退学者の抑制や就職率の向上にも資するものとする。

#### エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-1】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 2 条

【資料 6-2-2】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 7 条

- 【資料 6-2-3】 大学ホームページ（自己点検及び自己評価）
- 【資料 6-2-4】 授業評価アンケート
- 【資料 6-2-5】 学修状況に関する調査
- 【資料 6-2-6】 学生の実態に関する調査
- 【資料 6-2-7】 教員の自己評価書
- 【資料 6-2-8】 事務局による自己点検報告書
- 【資料 6-2-9】 ホームページ
- 【資料 6-2-10】 学校法人ノースアジア大学 IR 推進室規程 1 条

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程では、自己点検及び自己評価委員会の業務として、「自己点検及び自己評価の結果を踏まえ、実施体制、実施方法、自己点検及び自己評価結果の活用方法等について見直し、その改善に努めなければならない」としている。

【資料 6-3-1】 また、自己点検及び自己評価の結果の活用として、「学長及び関係各組織の長は、自己点検及び自己評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする」としている。【資料 6-3-2】

平成 28 年度の日本高等教育評価機構の受審の結果、評価基準において指摘された事項については、各学科の各種委員会及び関係事務局が連携しながら改善に努めている。とりわけ、法学部の入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、学生募集・入試対策会議において学生募集及び入試対策に関する計画が立案され、学部・学科の学生募集対策担当及び事務局担当で学生募集活動が積極的かつ継続的に行っている。【資料 6-3-3】

##### 【資料 6-3-4】

また、学生募集や入試制度については、学生募集担当教員及び広報戦略室職員等が進学説明会において入手した情報や高校訪問時において進路指導教諭から収集した情報、受験産業や教育関係企業から得た当該年度の入試動向についての情報をまとめ、さらには過年度の入試区分別の出願者数、受験者数、合格者数、手続者数等の入試結果を集計した後に、それらを分析・検討し、改善計画を学生募集活動や入試制度等に生かしている。【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】

学生募集以外にも内部質保証としての自己点検を毎年実施しており、3 年に 1 回、日本高等教育評価機構の基準項目に沿った形で自己点検評価書を公表している。その際には、

学部・学科、各種委員会及び事務部課等において、5 か年重点計画に沿って業務の自己点検・評価を行い、その結果が IR 推進室を経て自己点検・自己評価委員会に報告される。この過程で PDCA サイクルに沿った改善策が講じられ、学部レベルと大学レベルでの改善・向上に反映されている。このように、全学的見地から点検・評価・改善を行うことで内部質保証を高めている。【資料 6-3-9】【資料 6-3-10】【資料 6-3-11】【資料 6-3-12】【資料 6-3-13】

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

実施した計画の点検・評価の結果について、それを有効に活用しながら継続的に改善を図るという循環が十分に機能するよう、今後も全学的な意識改革を行い取り組む。

### エビデンス集（資料編）

- 【資料 6-3-1】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 5 条
- 【資料 6-3-2】 ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 10 条
- 【資料 6-3-3】 進学説明会担当者表
- 【資料 6-3-4】 高校訪問担当者表
- 【資料 6-3-5】 進学説明会報告書
- 【資料 6-3-6】 高校訪問報告書
- 【資料 6-3-7】 高大連携授業報告書
- 【資料 6-3-8】 学生募集・入試検討会議報告書
- 【資料 6-3-9】 教務部教務課自己点検報告書
- 【資料 6-3-10】 広報戦略部広報戦略課自己点検報告書
- 【資料 6-3-11】 キャリアセンター自己点検報告書
- 【資料 6-3-12】 教務委員会自己点検報告書
- 【資料 6-3-13】 入試委員会自己点検報告書

### [基準 6 の自己評価]

#### 基準 6. 内部質保障

内部質保証のために、自己点検及び自己評価委員会を中心に全学的な自己点検・評価を行う組織体制が確立している。

自己点検・評価の方法については、各組織が自律的に各業務に関する自己点検・評価を行い、その結果について自己点検・評価委員会が全学的な見地から点検・評価を行うことで内部質保証が高められるよう努めている。

評価報告書の作成にあたっては、IR 推進室を中心に各種委員会や関係部局との連携を密にしながら、各種規程、数値データ、議事録等の資料を収集している。基準項目別の点検・評価の作業は、自己点検及び自己評価委員会がエビデンスとの整合性を繰り返し行いながら取りまとめており、客観性が担保されている。

点検・評価の結果は、学内において情報共有を図るとともに、ホームページで公開されている。自己点検・評価の結果を受けて、各学科の各種委員会、教学事務部局及び法人事務部局は、教育の改善・向上に反映させる取り組みを全学的に実施しており、継続的な改

善に向けた PDCA の循環が機能している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準を満たしていると判断する。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会貢献

##### A-1 大学が持つ物的・人的資源の社会への貢献

##### A-1-① 大学の人的資源を生かした公開講座の実施

##### A-1-② 大学の資源を生かした企画展の開催

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 大学の人的資源を生かした公開講座の実施

##### 1) 公開講座

本学の「総合研究センター」は、経済・経営・法律・政治・観光に関する諸問題を研究調査し、学術文化と地域社会の発展に貢献することを目的として平成 17（2005）年 4 月に設立された。同センターは、平成 17 年から市民向け公開講座（シティカレッジ）の中で、さまざまな講演会や講座、コンサート、映画上映会等を定期的に行ってきた。このシティカレッジ講座の趣旨は、地方の私立大学の役割として、有意な人材を育て社会に送り出すことが最も重要な役割であるが、同時に、社会貢献のために開かれた大学を目指して、大学という教育・研究機関と社会とを密接に結びつける場を創ることにある。学歴・年齢・性別を問わず、誰でも参加できる生き生きとした学びの場を提供しようという本学の取り組みは、多くの市民に支持され好評を得ている。公開講座のうち講演会及び教養講座については、本学 40 周年記念館の階段教場を会場としている。【資料 A-1-1】

表 A-1-1 ノースアジア大学シティカレッジ 令和 2 年度公開講座

| 開講座名                                            | 講演者等                                                   | 開催日          |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------|
| 講演会<br>「コロナショックに続いてリストラショックだ!—10 月総選挙シミュレーション—」 | 福岡政行氏                                                  | 9 月 12 日（土）  |
| 教養講座<br>「笑顔で話していきいき過ごそう!」                       | 綿引かおる氏                                                 | 10 月 7 日（水）  |
| 講演会<br>「コロナ禍の中の日本の政治」                           | 橋本五郎氏                                                  | 10 月 18 日（土） |
| 第 13 回ノースアジア大学文学賞授与式・記念コンサート                    | 柴田翔氏、内館牧子氏、<br>石川好氏<br>ノースアジア大学吹奏<br>学部、明桜高等学校吹<br>奏楽部 | 11 月 28 日（土） |
| 講演会<br>「2020 年の日本を振り返って!—まさかの 1 年だった…—」         | 福岡政行氏                                                  | 12 月 5 日（土）  |

|                                        |                    |              |
|----------------------------------------|--------------------|--------------|
| 第 11 回民俗学シンポジウム「食と文化」                  | 鎌田幸男、村中孝司、瀧澤純、橋元志保 | 12 月 12 日（土） |
| 講演会<br>「2021 年の日本を展望する!?!-オリンピック中止か……」 | 福岡政行氏              | 3 月 6 日（土）   |

## 2) ノースアジア大学文学賞

平成 20（2008）年度に創設された「ノースアジア大学文学賞」は、石川達三や松田解子等をはじめとする優れた作家を生み出した秋田において、文学の芽を育てたいとの趣旨で始まった。毎年、幅広い年齢層から多くの応募があり、9 月下旬に本学総合研究センター客員教授の内館牧子氏、石川好氏、本学学長をはじめとする審査員によって最終選考が行われている。令和 2 年度の実応募総数は、高校生部門エッセイの部 214 編、大学生を含めた一般の部（エッセイの部）248 編、一般の短編小説の部 133 編であった。文学賞受賞式は、毎年本学の古田記念講堂において挙行されている。【資料 A-1-2】

## 3) ウインドオーケストラ・コンサート

平成 19（2007）年度より、ウインドオーケストラ・コンサートを定期的に開催している。これはノースアジア大学、秋田栄養短期大学、ノースアジア大学附属明桜高校の吹奏楽部員が合同でノースアジア大学ウインドオーケストラを結成し、日頃の練習の成果を市民の皆様へ披露するものである。秋田市内の中学校の吹奏楽部も招待し、合同で演奏会を実施している。【資料 A-1-3】

## 4) 高校生向け公務員試験対策講座

本学の「国家試験等センター」は、目標に向けて意欲的な学生を支援するために、公務員試験をはじめとした各種試験に向けた支援・指導を行っている。同センターでは、地域貢献と社会教育を目的として、公務員を目指す高校生を対象に「高校生向け公務員試験対策講座」を毎年春季及び夏季に集中講座として実施している。短期間の講座であることから制約はあるが、テーマを絞ったコンパクトな講座を心がけ、帰宅後にも復習できるような教材を配布し、基本的な事項を理解させる工夫を行っている。その結果として、参加した高校生からは「公務員試験に向けて重点的に学習すべき点を理解できた」「高校で政治・経済を選択していないので非常に有意義な講座だった」「配布された教材を使い分かりやすい説明であった」「問題集などで分からなかった問題の解き方を理解できた」など好意的な評価を得ている。複数回参加している高校生もあり、県内の高校からは信頼ある講座として認知されている。【資料 A-1-4】

## A-1-② 大学の物的資源を生かした企画展等の開催

本学には、雪国の民俗及び文化に関する研究調査を行い、学術文化と地域社会の発展に貢献することを目的として、「雪国民俗館」が設置されている。同館には、国指定の重要有形民俗文化財をはじめ、歴史的な生活用品や生活衣料を多数所蔵している。それらの所蔵民具を用いた教育活動、民具の一部を公開する企画展の開催、シンポジウムなど、学生や地域社会との連携を図りながら活動している。雪国民俗館は、県内や近県の貴重な民俗文

化を大切に保存するだけでなく、広く市民に開放し、教育・研究資源として役立てている。

【資料 A-1-5】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

総合研究センター主催の公開講座については、地域社会から大変好評を得ており、今後も積極的に情報を提供しながら充実させていく。雪国民俗館の企画展やシンポジウムについても、地域社会との連携を一層推進し、充実したものとなるよう努める。

基準 B. 地域に根ざした大学教育

B-1. 特色ある教育と地域貢献

B-1-① 教育活動を通じた地域活性化への取り組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 教育活動を通じた地域活性化への取り組み

〔経済学科〕

経済学科では、令和 2 年度の「秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業」が採択され、補助金の交付を受けて「秋田県の地域課題に着目した人材育成プログラムの提案」の事業を実施した。このプログラムの目的は、第一に、秋田県内の企業等が人材確保と育成において、若者にどのような期待を持っているかを調査することにより、第二に、秋田県の産業における地域制や固有性、特殊性を学ばせることにあり、第三に、秋田県内の企業等に就職し、県内に定着することを促す教育プログラムを構築することにある。これらの目的を踏まえた経済学科生による発表テーマは、次のとおりである。【資料 B-1-1】

|                              |
|------------------------------|
| ① 男鹿のナマハゲの未来～継承にあたっての課題と解決策～ |
| ② 秋田県の大学生におけるキャッシュレス決済の利用実態  |
| ③ 秋田県農業スマート化導入によるコスト削減予測     |
| ④ 耕作放棄地の増加が農業の多面的機能に及ぼす影響    |
| ⑤ 秋田県の人口定住化による地域活性化          |
| ⑥ 秋田名産「きりたんぼ」の材料調査           |
| ⑦ 秋田県による誘致企業の現状とその効果の測定      |
| ⑧ 生活保護受給者の実態～秋田市の支援策とその課題～   |
| ⑨ 秋田の「スイーツ」の今後の可能性           |
| ⑩ 全国レベルで見る秋田の晩婚化             |
| ⑪ 秋田県の観光スポットの魅力とその活用         |
| ⑫ 住宅火災を減少させるための改善策           |

〔法律学科〕

法律学科では、令和 2 年度の「秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業」が採択され、補助金の交付を受けて「「秋田の法文化」を把握した公務員・民間企業就職者育成プログラム」を実施した。このプログラムは、公務員試験や民間企業への就職のために必要な教養や専門知識の修得に加え、秋田県の法の状況、秋田県民の法意識等を研究することによって、将来、秋田県及び秋田県民に有意な法政策を提言し、秋田県内の官公庁や民間企業において活躍できる人材を育成することを目的としている。事業内容及びスケジュールは次のとおりである。【資料 B-1-2】

| 時 期          | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年 8～9 月 | 官公庁訪問：秋田地方裁判所、秋田地方検察庁、秋田県警察学校、秋田県消防学校、秋田少年鑑別所等への訪問                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 令和 2 年 8～9 月 | 在学生向け公務員試験対策講座（於 ノースアジア大学）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 令和 2 年 10 月  | 模擬裁判公演（於 ノースアジア大学古田記念講堂）                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和 2 年 12 月  | ゼミナール研究発表会<br>① 対面と SNS のコミュニケーションにおける誤解の分類<br>② トロッコ問題の選択と選択理由へ及ぼす統制性の影響<br>③ 人狼ゲームにおける嘘は表情・発言・体の動きのうちどれに表れるか<br>④ 防衛省・自衛隊の国際貢献活動について<br>⑤ 地球との共存のために<br>⑥ 日中関係～深刻化していく尖閣諸島問題～<br>⑦ 道路管理の瑕疵と河川管理の瑕疵<br>⑧ ネガティブ発言によって傷つく度合いと性格の関連を検討するための課題の作成及び効果の検証<br>⑨ 現住建造物等放火罪における既遂時期について<br>⑩ 新型コロナウイルスの影響とその対策について～政治・経済と医療の観点からの考察～ |
| 令和 3 年 2 月   | 公開講座「秋田の法文化」（於 ノースアジア大学）<br>①秋田の法文化を考える～秋田で学ぶ若者への提言～<br>②秋田県における共生社会実現への試み                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 令和 3 年 2～3 月 | 在学生向け公務員試験対策講座（於 ノースアジア大学）<br>高校生向け公務員試験対策講座（於 カレッジプラザ）                                                                                                                                                                                                                                                                       |

〔国際観光学科〕

国際観光学科では、令和 2 年度に「秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業」が継続事業として採択され、補助金の交付を受けて「国際観光学科生の秋田県内企業への就職促進のための諸施策」を実施した。【資料 B-1-3】

① 国際観光学科卒業生と在学生とのキャリア懇談会

国際観光学科の 1 年次から 3 年次の学生が早い時期から社会、業界、企業、仕事を知ることを通して一人ひとりが自己分析を行い、キャリアプランを描きやすくすることを

目標として、令和 2 年 12 月に各界で活躍している卒業生との「キャリア懇談会」を開催した。このような懇談会によって、学生の自己分析が進み、将来に向けたプランが描きやすくなる成果が得られた。【資料 B-1-4】

#### ② 観光系企業による学内講演会

令和 2 年 12 月、秋田犬ツーリズム事務局長の大須賀信氏を招聘し、将来、観光の担い手として期待される国際観光学科生が秋田県や東北を取り巻く観光の現状を理解し、日本版 DMO の考え方や実践について学ぶ機会を提供することによって、卒業後に学生が秋田県内にとどまり活躍することの動機づけを目標として実施した。同講演の結果、秋田県の活性化に向けた現実的な戦略や方法論を学生に提供する機会となった。【資料 B-1-5】

#### ③ 観光系企業への訪問研修（メトロポリタン秋田）

宿泊業を目指す学生は毎年一定数存在するものの、その多くは県外に流れている実態があった。そこで、令和 3 年 2 月、宿泊を兼ねた総合的な業務研修を行うことにより学生の宿泊業への関心と理解を深め、円滑な就職活動に資することを目標として訪問研修を実施した。【資料 B-1-6】

#### ④ 日本版 DMO に着目した秋田県北へのフィールドワーク

日本版 DMO の設立が推進されている中で、発地で旅行商品を企画、造成、販売する従来モデルから、着地型の商品開発、宣伝、販売へと転換しつつある。そこで、観光の担い手として期待される学生が秋田県や東北を取り巻く観光の現況を理解し、新しい地域振興の形である日本版 DMO の考え方や実践について学ぶ機会を提供することで、観光業に就く動機づけとともに、人材育成の機会とした。【資料 B-1-7】

### B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の各学科が推進してきたさまざまな地域貢献の独自プログラムは、一定の教育的効果を修めてきた。今後も、地域に根ざした大学として、カリキュラムと連動したアクティブ・ラーニングを通して地域社会の活性化と社会貢献に努めていく。

### エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】 総合研究センター公開講座パンフレット

【資料 A-1-2】 ノースアジア大学文学賞式次第

【資料 A-1-3】 ウインドオーケストラ・コンサートパンフレット

【資料 A-1-4】 高校生向け公務員試験対策講座パンフレット

【資料 A-1-5】 雪国民俗館シンポジウムパンフレット

【資料 B-1-1】 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（経済学科）

【資料 B-1-2】 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（法律学科）

【資料 B-1-3】 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（国際観光学科）

【資料 B-1-4】 国際観光学科卒業生と在学生とのキャリア懇談会

【資料 B-1-5】 観光系企業による学内講演会

【資料 B-1-6】 観光系企業への訪問研修（メトロポリタン秋田）

【資料 B-1-7】 日本版 DMO に着目した秋田県北へのフィールドワーク

## V. 特記事項

### 1) 模擬裁判

法律学科では、講義では体験できない裁判実務を学ぶ「模擬裁判」を履修科目「模擬裁判Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通じて実施しており、令和2年度で29回講演を数えた。本学の模擬裁判は、キャスト・脚本・広報など多くの学生によって支えられており、学生が主体的に参加することで、講義で得た法的知識を立体化しながら、物事に対する洞察力や思考力を高める機会となっている。【資料 特1】

### 2) ノースアジアツーリスト

国際観光学科では、平成21年度に、模擬旅行会社ノースアジアツーリストを創設して以来、「ツーリズム実習」のなかで海外旅行及び国内旅行を企画・実施してきた。とりわけ、平成24年度には、観光連携協定を結んでいる市町村の観光資源を組み込んだ観光ルートをもつモニターツアーを造成し、韓国の慶熙大学の学生に参加を呼びかけ、インバウンド観光を実現させた。その後も、韓国、台湾への海外旅行をはじめ、さまざまな国内地域への着地型国内旅行を実施している。【資料 特2】

### 3) 竿灯まつりへの参加

東北の伝統まつりの一つである竿燈まつりの練習と本番への参加を通して、人と社会への強い紐帯を形成しながら、祭りによる集団力学的体験によって自己変革を促す契機とするとともに、日本人としての原点を確認しながら、異文化に対する理解も同時に深めることを目的として、平成24年度後期から、観光学科の科目として「まつり実践実習Ⅰ・Ⅱ」を開講した。毎年8月上旬に開催される竿灯まつりへの総合的ななかかわりを通して、地域社会への貢献を果たしている。【資料 特3】

### 4) 経済学部ゼミナール協議会

経済学科における各ゼミナールの運営をサポートするかたわら、所属学生の充実した学修環境と学生生活の支援を目的として設置されている。経済学部ゼミナール協議会では、毎年、ゼミナール研究発表大会に参加し、学内の予選を勝ち抜いた複数のゼミナールが北海道・東北大会本戦に出場し、優勝や上位入賞などの顕著な成績を収めている。【資料 特4】

### 5) 学生論文コンクール

学生の課外活動（研究成果の発表）の振興をはかる事業の一環として学生論文コンクールを催している。テーマは自由であり、単著共著ともに応募が可能である。論文の字数は5,000字から30,000字以内（図表を含む）の範囲で作成される。論文の要旨（600字～1,000字以内）も併せて作成することが求められる。令和2年度については、15作品が提出された。【資料 特5】

## VI. 法令等の遵守状況一覧

### 学校教育法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                                       | 該当<br>基準項目        |
|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 83 条  | ○        | 大学の目的について、ノースアジア大学学則 1 条に明記し、遵守している。                                                                                          | 1-1               |
| 第 85 条  | ○        | 学部について、ノースアジア大学 2 条に明記し、設置している。                                                                                               | 1-2               |
| 第 87 条  | ○        | 修学年限について、ノースアジア大学学則 2 条 5 項に明記し、遵守している。                                                                                       | 3-1               |
| 第 88 条  | ○        | 入学前の既修得単位認定について、ノースアジア大学 18 条の 3 に明記している。                                                                                     | 3-1               |
| 第 89 条  | —        | 早期卒業は設けていないため対象外                                                                                                              | 3-1               |
| 第 90 条  | ○        | 入学資格について、ノースアジア大学学則 25 条に明記し、遵守している。                                                                                          | 2-1               |
| 第 92 条  | ○        | 組織について、ノースアジア大学組織規程並びにノースアジア大学学則 3 条に明記し、編成している。                                                                              | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 93 条  | ○        | 教授会について、ノースアジア大学学則 8 条並びにノースアジア大学教授会運営規程に明記し、遵守している。                                                                          | 4—1               |
| 第 104 条 | ○        | 学位について、ノースアジア大学学位規程並びにノースアジア大学学則 19 条の 2 に明記し、授与している。                                                                         | 3-1               |
| 第 105 条 | —        | 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、修了の事実を証明する証明書を交付することができる課程を設置していないため、該当しない。                                                          | 3-1               |
| 第 108 条 | —        | 短期大学でないため該当しない。                                                                                                               | 2-1               |
| 第 109 条 | ○        | 教育・研究、組織・運営並びに施設設備の状況に関する自己点検評価について、ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程に基づいて実施し、本学のホームページに点検及び評価結果を公表している。政令で定める期間（7 年）ごとに認証評価機関による評価を受けている。 | 6-2               |
| 第 113 条 | ○        | 教育研究活動の状況について、機関紙を発刊し、ホームページ等を通じて公表している。                                                                                      | 3-2               |
| 第 114 条 | ○        | 事務職員について、ノースアジア大学組織規程に明記し、それぞれの業務に従事している。                                                                                     | 4-1<br>4-3        |
| 第 122 条 | ○        | 編入学について、ノースアジア大学学則 30 条に明記し運用遵守している。                                                                                          | 2-1               |
| 第 132 条 | ○        | 専修学校の専門課程を修了した者の編入学についてはノースアジア大学学則 25 条に明記し、遵守している。                                                                           | 2-1               |

学校教育法施行規則

|                 | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                                                  | 該当<br>基準項目 |
|-----------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 4 条           | ○        | ノースアジア大学学則 2 条、12 条、17 条～18 条、36 条、25 条～35 条、37 条～42 条、55 条～57 条並びにノースアジア大学・秋田栄養短期大学学寮運営管理規程に明記し、遵守している。 | 3-1<br>3-2 |
| 第 24 条          | ○        | 学生の学業成績、健康診断の記録等を作成し、管理している。                                                                             | 3-2        |
| 第 26 条<br>第 5 項 | ○        | 学生の懲戒について、ノースアジア大学学則 57 条並びにノースアジア大学学生の懲戒に関する内規に定めている。                                                   | 4-1        |
| 第 28 条          | ○        | 備えるべき表簿については事務局で管理している。                                                                                  | 3-2        |
| 第 143 条         | ○        | ノースアジア大学学則 4 条～8 条並びにノースアジア大学教授会運営規程で教授会について定めている。                                                       | 4-1        |
| 第 146 条         | —        | ノースアジア大学科目等履修生規程には修業年限の換算については定めがない。                                                                     | 3-1        |
| 第 147 条         | —        | 早期卒業を認めていないため該当しない。                                                                                      | 3-1        |
| 第 148 条         | —        | 修業年限 4 年を超える学部等を設置していないため、該当しない。                                                                         | 3-1        |
| 第 149 条         | —        | 早期卒業を設けていないため該当しない。                                                                                      | 3-1        |
| 第 150 条         | ○        | 入学資格については、ノースアジア大学学則 25 条に明記し、遵守している。                                                                    | 2-1        |
| 第 151 条         | —        | 早期入学については、受入れを実施していないため、該当しない。                                                                           | 2-1        |
| 第 152 条         | —        | 早期入学については、受入れを実施していないため、該当しない。                                                                           | 2-1        |
| 第 153 条         | —        | 早期入学については、受入れを実施していないため、該当しない。                                                                           | 2-1        |
| 第 154 条         | —        | 早期入学については、受入れを実施していないため、該当しない。                                                                           | 2-1        |
| 第 161 条         | ○        | 短期大学を卒業した者の編入学については、ノースアジア大学学則 30 条に明記し、運用遵守している。                                                        | 2-1        |
| 第 162 条         | —        | 外国の大学等からの転入学を認めていないため、該当しない。                                                                             | 2-1        |
| 第 163 条         | ○        | 学年の始期及び終期について、ノースアジア大学学則 10 条に明記している。                                                                    | 3-2        |
| 第 163 条の 2      | ○        | ノースアジア大学科目等履修生規程 7 条により単位修得証明書の制度を設けている。                                                                 | 3-1        |

|            |   |                                                            |                                 |
|------------|---|------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第 164 条    | — | 特別の課程を編成していないため、該当しない。                                     | 3-1                             |
| 第 165 条の 2 | ○ | 三つのポリシーとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション。ポリシーを学科ごとに定めている。 | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条    | ○ | 自己点検評価については、自己点検及び自己評価規程に明示している。                           | 6-2                             |
| 172 条の 2   | ○ | 教育研究活動の状況について、ホームページ等を通じて公表している。                           | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |
| 第 173 条    | ○ | 学位については、ノースアジア大学学則 19 条の 2 並びにノースアジア大学学位規定により規定している。       | 3-1                             |
| 第 178 条    | ○ | 高等専門学校を卒業した者の編入学については、学則 25 条に明記し、受け入れている。                 | 2-1                             |
| 第 186 条    | ○ | 専修学校の専門課程を修了した者の編入学について、学則 25 条に明記し、受け入れている。               | 2-1                             |

## 大学設置基準

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                   | 該当<br>基準項目        |
|----------|----------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 1 条    | ○        | 学校教育法の定めるところにより設置し、水準の維持・向上に努めている。                                        | 6-2<br>6-3        |
| 第 2 条    | ○        | 教育研究上の目的について、ノースアジア大学学則 2 条 2 項に明記している。                                   | 1-1<br>1-2        |
| 第 2 条の 2 | ○        | 入学者選抜について、入試委員会を設け、公正かつ妥当な方法で実施している。                                      | 2-1               |
| 第 2 条の 3 | ○        | 大学運営について、学長のリーダーシップのもと、教授会及び各種委員会を設置し、教員と事務職員の協働によって職務が行われるよう適切な体制を整えている。 | 2-2               |
| 第 3 条    | ○        | 学部について、教育研究上適当な規模内容、教員組織、教員数で組織している。                                      | 1-2               |
| 第 4 条    | ○        | 学部について、専攻により学科を設けている。                                                     | 1-2               |
| 第 5 条    | —        | 学科に代えた課程を設けていないため、該当しない。                                                  | 1-2               |
| 第 6 条    | —        | 学部以外の教育研究上の基本組織を設置していないため、該当しない。                                          | 1-2<br>3-2<br>4-2 |

|           |   |                                                                            |            |
|-----------|---|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 7 条     | ○ | 教員組織について、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置している。                                     | 3-2<br>4-2 |
| 第 10 条    | ○ | 授業科目の担当者について、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授に、それ以外の科目については専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させている。 | 3-2<br>4-2 |
| 第 11 条    | ○ | 必要に応じて授業を担当しない教員を配置している。                                                   | 3-2<br>4-2 |
| 第 12 条    | ○ | 専任教員について、専ら本学の教育研究に従事している。                                                 | 3-2<br>4-2 |
| 第 13 条    | ○ | 専任教員数について、満たしている。                                                          | 3-2        |
| 第 13 条の 2 | ○ | 学長は、建学の精神を具現化するに適した者を選任している。                                               | 4-1        |
| 第 14 条    | ○ | 教授の資格について、ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準 3 条に明記し、遵守している。                           | 3-2<br>4-2 |
| 第 15 条    | ○ | 准教授の資格について、ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準 4 条に明記し、遵守している。                          | 3-2<br>4-2 |
| 第 16 条    | ○ | 講師の資格について、ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準 5 条に明記し、遵守している。                           | 3-2<br>4-2 |
| 第 16 条の 2 | ○ | 助教の資格について、ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準 6 条に明記し、遵守している                            | 3-2<br>4-2 |
| 第 17 条    | — | 助手を置いていないため、該当しない。                                                         | 3-2<br>4-2 |
| 第 18 条    | ○ | 収容定員について、ノースアジア大学学則 36 条に明記している。                                           | 2-1        |
| 第 19 条    | ○ | 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。                                 | 3-2        |
| 第 20 条    | ○ | 教育課程の編成方法について、ノースアジア大学学則 12 条の 2 別表 1 に明記し、必修科目、選択科目に分け、これを年次に配当し、編成している。  | 3-2        |
| 第 21 条    | ○ | 単位について、ノースアジア大学学則 12 条の 2 別表 1 に明記し、遵守している。                                | 3-1        |
| 第 22 条    | ○ | 1 年間の授業期間については、ノースアジア大学学則 13 条 2 項に明記し、遵守している。                             | 3-2        |
| 第 23 条    | ○ | 授業科目の授業時間について、ノースアジア大学学則 13 条並びに学事歴に明記し、遵守している。                            | 3-2        |
| 第 24 条    | ○ | 授業を行う学生数について、少人数のクラス編成を推進し、教育効果をあげられるよう適当な人数としている。                         | 2-5        |
| 第 25 条    | ○ | 授業方法について、ノースアジア大学学則 13 条の 2 に明記する講義、演習、実習等により適正に実施している。                    | 2-2<br>3-2 |

|           |   |                                                                                                |                   |
|-----------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第 25 条の 2 | ○ | 成績評価基準等の明示等について、授業方法及び内容並びに授業計画をシラバスに明示し、遵守している。                                               | 3-1               |
| 第 25 条の 3 | ○ | 教育内容の改善のための組織的な研修等について、ノースアジア大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程に明記し、FD 委員会のもと、授業の改善を図るための組織的な FD 活動を行っている。 | 3-2<br>3-3<br>4-2 |
| 第 26 条    | ○ | ノースアジア大学学則 13 条の 4 により、昼夜開講制を行うことができるが、現在は採用していない。                                             | 3-2               |
| 第 27 条    | ○ | 単位の授与について、ノースアジア大学学則 17 条に明記し、試験のうえ授与している。                                                     | 3-1               |
| 第 27 条の 2 | ○ | 履修登録の上限について、ノースアジア大学学則 13 条 3 項並びにノースアジア大学履修科目の登録の上限に関する細則に明記し、遵守している。                         | 3-2               |
| 第 28 条    | ○ | 他の大学又は短期大学における履修等について、ノースアジア大学学則 18 条の 3 に規定し、単位を認定している。                                       | 3-1               |
| 第 29 条    | ○ | 大学以外の教育施設において履修した科目についてはノースアジア大学学則 18 条の 4、2 項に明記し、単位を認定している。                                  | 3-1               |
| 第 30 条    | ○ | 入学前の既修得単位等の認定について、学則 18 条の 4 に明記し、単位を認定している。                                                   | 3-1               |
| 第 30 条の 2 | — | 長期履修制度を設けていないため、該当しない。                                                                         | 3-2               |
| 第 31 条    | ○ | 科目等履修生について、ノースアジア大学学則 48 条に明記し、受け入れている。                                                        | 3-1<br>3-2        |
| 第 32 条    | ○ | 卒業の要件について、ノースアジア大学学則 18 条に明記している。                                                              | 3-1               |
| 第 33 条    | — | 医学又は歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。                                                                  | 3-1               |
| 第 34 条    | ○ | 校地について、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するための適当な空地を有している。                                      | 2-5               |
| 第 35 条    | ○ | 運動場について、校舎と同一敷地内に設けている。                                                                        | 2-5               |
| 第 36 条    | ○ | 校舎等について、大学設置基準第 36 条に掲げる専用の施設をすべて備えている。                                                        | 2-5               |
| 第 37 条    | ○ | 校地について、大学設置基準第 37 条に掲げる面積を超えている。                                                               | 2-5               |
| 第 37 条の 2 | ○ | 校地について、大学設置基準第 37 条の 2 に掲げる面積を超えている。                                                           | 2-5               |
| 第 38 条    | ○ | 図書館について、大学設置基準第 38 条に掲げる環境を                                                                    | 2-5               |

|           |   |                                                  |                   |
|-----------|---|--------------------------------------------------|-------------------|
|           |   | 整備している。                                          |                   |
| 第 39 条    | — | 大学設置基準第 39 条に掲げる学部又は学科を設置していないため、該当しない。          | 2-5               |
| 第 39 条の 2 | — | 薬学に関する学部又は学科を設置していないため、該当しない。                    | 2-5               |
| 第 40 条    | ○ | 機械、器具について、教室の種類に応じて授業に必要なパソコン及び AV 機器等を備えている。    | 2-5               |
| 第 40 条の 3 | ○ | 教育研究環境の整備について、必要な経費を確保し、ふさわしい環境を整備している。          | 2-5<br>4-4        |
| 第 41 条    | ○ | 事務組織について、専任の職員を置く適当な事務組織を設けている。                  | 4-1<br>4-3        |
| 第 42 条    | ○ | 厚生補導の組織について、専門の部署を置き、専任職員を配置している。                | 2-4<br>4-1        |
| 第 42 条の 2 | ○ | 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培えるよう、学内組織が連携し適切な体制を整えている。 | 2-3               |
| 第 42 条の 3 | ○ | 研修等について、教職員を対象とした研修会の他、事務職員については外部研修への派遣を実施している。 | 2-3               |
| 第 43 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 3-2               |
| 第 44 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 3-2               |
| 第 45 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 3-2               |
| 第 46 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 3-2<br>4-2        |
| 第 47 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 2-5               |
| 第 48 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 2-5               |
| 第 49 条    | — | 共同教育課程を設置していないため、該当しない。                          | 2-5               |
| 第 49 条の 2 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当しない。                        | 3-2               |
| 第 49 条の 3 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当しない。                        | 4-2               |
| 第 49 条の 4 | — | 工学に関する学部を設置していないため、該当しない。                        | 4-2               |
| 第 57 条    | — | 外国に組織を設置していないため、該当しない。                           | 1-2               |
| 第 58 条    | — | 学校教育法第 103 条に定める大学ではないため、該当しない。                  | 2-5               |
| 第 60 条    | — | 段階的な整備については、該当しない。                               | 2-5<br>3-2<br>4-2 |

## 学位規則

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                   | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------------------------|------------|
| 第 2 条 | ○        | 学士の学位授与の要件について、ノースアジア大学学則 | 3-1        |

|           |   |                                                         |     |
|-----------|---|---------------------------------------------------------|-----|
|           |   | 19 条に明記し、学部を卒業した者に学位を授与する。                              |     |
| 第 10 条    | ○ | 学位の専攻分野の名称について、ノースアジア大学学則 19 条の 2 に明記し、付記している。          | 3-1 |
| 第 10 条の 2 | — | 共同教育課程を編成していないため、該当しない。                                 | 3-1 |
| 第 13 条    | ○ | 学位に関する試験及び学力の確認等の必要事項について、ノースアジア大学学則 18 条に明記し、実施遵守している。 | 3-1 |

## 私立学校法

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                                                                            | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 第 35 条 | ○        | 役員について、ノースアジア大学寄附行為 5 条に明記し、遵守している。                                                | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条 | ○        | 理事会について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 12 条に明記し、遵守している。                                          | 5-2        |
| 第 37 条 | ○        | 理事長、理事及び監事の職務について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 6 条～8 条に明記し、遵守している。                             | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条 | ○        | 役員の選任について、理事及び監事の選任は学校法人ノースアジア大学寄附行為 5 条、8 条並びに学校法人ノースアジア大学監事の選任に関する規程に明記し、遵守している。 | 5-2        |
| 第 39 条 | ○        | 監事の兼職禁止について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 8 条 3 項に明記し、遵守している。                                   | 5-2        |
| 第 40 条 | ○        | 役員の補充について、理事及び監事の補充は、学校法人ノースアジア大学寄附行為 10 条に明記し、遵守している。                             | 5-2        |
| 第 41 条 | ○        | 評議員について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 14 条に明記し、遵守している。                                          | 5-3        |
| 第 42 条 | ○        | 評議員に意見を聴かなければならない事項について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 19 条において明記し、遵守している。                       | 5-3        |
| 第 43 条 | ○        | 評議員の意見具申等について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 19 条において明記し、遵守している。                                 | 5-3        |
| 第 44 条 | ○        | 評議員について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 14 条に明記し、選任している。                                          | 5-3        |
| 第 45 条 | ○        | 寄附行為の変更について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 30 条に明記し、文部科学大臣に届けている。                                | 5-1        |
| 第 46 条 | ○        | 評議員に対する決算等の報告について、決算及び事業の実績を学校法人ノースアジア大学寄附行為 19 条に明記                               | 5-3        |

|        |   |                                                          |            |
|--------|---|----------------------------------------------------------|------------|
|        |   | し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。                                   |            |
| 第 47 条 | ○ | 財産目録の備付け及び閲覧について、学校法人ノースアジア大学寄附行為 27 条に明記し、作成及び閲覧に供している。 | 5-1        |
| 第 48 条 | ○ | 役員に対する報酬について、学校法人ノースアジア大学役員の報酬等支給規程に明記している。              | 5-2<br>5-3 |

学校教育法（大学院関係） 「該当なし」

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条  |          |         | 1-1        |
| 第 100 条 |          |         | 1-2        |
| 第 102 条 |          |         | 2-1        |

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 |          |         | 2-1        |
| 第 156 条 |          |         | 2-1        |
| 第 157 条 |          |         | 2-1        |
| 第 158 条 |          |         | 2-1        |
| 第 159 条 |          |         | 2-1        |
| 第 160 条 |          |         | 2-1        |

大学院設置基準 「該当なし」

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|----------|----------|---------|------------|
| 第 1 条    |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第 1 条の 2 |          |         | 1-1        |
| 第 1 条の 3 |          |         | 2-1        |
| 第 1 条の 4 |          |         | 2-2        |
| 第 2 条    |          |         | 1-2        |
| 第 2 条の 2 |          |         | 1-2        |
| 第 3 条    |          |         | 1-2        |
| 第 4 条    |          |         | 1-2        |
| 第 5 条    |          |         | 1-2        |
| 第 6 条    |          |         | 1-2        |
| 第 7 条    |          |         | 1-2        |

|           |  |  |                          |
|-----------|--|--|--------------------------|
| 第 7 条の 2  |  |  | 1-2<br>3-2<br>4-2        |
| 第 7 条の 3  |  |  | 1-2<br>3-2<br>4-2        |
| 第 8 条     |  |  | 3-2<br>4-2               |
| 第 9 条     |  |  | 3-2<br>4-2               |
| 第 10 条    |  |  | 2-1                      |
| 第 11 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 12 条    |  |  | 2-2<br>3-2               |
| 第 13 条    |  |  | 2-2<br>3-2               |
| 第 14 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 14 条の 2 |  |  | 3-1                      |
| 第 14 条の 3 |  |  | 3-3<br>4-2               |
| 第 15 条    |  |  | 2-2<br>2-5<br>3-1<br>3-2 |
| 第 16 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 17 条    |  |  | 3-1                      |
| 第 19 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 20 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 21 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条の 2 |  |  | 2-5                      |
| 第 22 条の 3 |  |  | 2-5<br>4-4               |
| 第 22 条の 4 |  |  | 1-1                      |
| 第 23 条    |  |  | 1-1<br>1-2               |
| 第 24 条    |  |  | 2-5                      |
| 第 25 条    |  |  | 3-2                      |
| 第 26 条    |  |  | 3-2                      |

|           |  |  |                   |
|-----------|--|--|-------------------|
| 第 27 条    |  |  | 3-2<br>4-2        |
| 第 28 条    |  |  | 2-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 29 条    |  |  | 2-5               |
| 第 30 条    |  |  | 2-2<br>3-2        |
| 第 31 条    |  |  | 3-2               |
| 第 32 条    |  |  | 3-2               |
| 第 33 条    |  |  | 3-1               |
| 第 34 条    |  |  | 2-5               |
| 第 34 条の 2 |  |  | 3-2               |
| 第 34 条の 3 |  |  | 4-2               |
| 第 42 条    |  |  | 4-1<br>4-3        |
| 第 43 条    |  |  | 4-3               |
| 第 45 条    |  |  | 1-2               |
| 第 46 条    |  |  | 2-5<br>4-2        |

専門職大学院設置基準 「該当なし」

|          | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|----------|----------|---------|------------|
| 第 1 条    |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条    |          |         | 1-2        |
| 第 3 条    |          |         | 3-1        |
| 第 4 条    |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第 5 条    |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第 6 条    |          |         | 3-2        |
| 第 6 条の 2 |          |         | 3-2        |
| 第 6 条の 3 |          |         | 3-2        |
| 第 7 条    |          |         | 2-5        |
| 第 8 条    |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第 9 条    |          |         | 2-2        |

|           |  |  |                                 |
|-----------|--|--|---------------------------------|
|           |  |  | 3-2                             |
| 第 10 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 11 条    |  |  | 3-2<br>3-3<br>4-2               |
| 第 12 条    |  |  | 3-2                             |
| 第 12 条の 2 |  |  | 3-1                             |
| 第 13 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 14 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 15 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 16 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 17 条    |  |  | 1-2<br>2-2<br>3-2<br>4-2<br>4-3 |
| 第 18 条    |  |  | 1-2<br>3-1<br>3-2               |
| 第 19 条    |  |  | 2-1                             |
| 第 20 条    |  |  | 2-1                             |
| 第 21 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 22 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 23 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 24 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 25 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 26 条    |  |  | 1-2<br>3-1<br>3-2               |
| 第 27 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 28 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 29 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 30 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 31 条    |  |  | 3-2                             |
| 第 32 条    |  |  | 3-2                             |
| 第 33 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 34 条    |  |  | 3-1                             |
| 第 42 条    |  |  | 6-2<br>6-3                      |

学位規則（大学院関係） 「該当なし」

|      | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|------|----------|---------|------------|
| 第3条  |          |         | 3-1        |
| 第4条  |          |         | 3-1        |
| 第5条  |          |         | 3-1        |
| 第12条 |          |         | 3-1        |

大学通信教育設置基準 「該当なし」

|      | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|------|----------|---------|------------|
| 第1条  |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第2条  |          |         | 3-2        |
| 第3条  |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第4条  |          |         | 3-2        |
| 第5条  |          |         | 3-1        |
| 第6条  |          |         | 3-1        |
| 第7条  |          |         | 3-1        |
| 第9条  |          |         | 3-2<br>4-2 |
| 第10条 |          |         | 2-5        |
| 第11条 |          |         | 2-5        |
| 第12条 |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第13条 |          |         | 6-2<br>6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

| コード      | タイトル                            | 備考 |
|----------|---------------------------------|----|
| 【共通基礎】   | 認証評価共通基礎データ                     |    |
| 【表 F-1】  | 理事長名、学長名等                       |    |
| 【表 F-2】  | 附属校及び併設校、附属機関の概要                |    |
| 【表 F-3】  | 外部評価の実施概要                       |    |
| 【表 2-1】  | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）             |    |
| 【表 2-2】  | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）    |    |
| 【表 2-3】  | 就職相談室等の状況                       |    |
| 【表 2-4】  | 就職の状況（過去 3 年間）                  |    |
| 【表 2-5】  | 卒業後の進路先の状況（前年度実績）               |    |
| 【表 2-6】  | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） |    |
| 【表 2-7】  | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）            |    |
| 【表 2-8】  | 学生相談室、保健室等の状況                   |    |
| 【表 2-9】  | 図書館の開館状況                        |    |
| 【表 2-10】 | 情報センター等の状況                      |    |
| 【表 3-1】  | 授業科目の概要                         |    |
| 【表 3-2】  | 成績評価基準                          |    |
| 【表 3-3】  | 修得単位状況（前年度実績）                   |    |
| 【表 3-4】  | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）   |    |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

### 基礎資料

| コード       | タイトル                  |    |
|-----------|-----------------------|----|
|           | 該当する資料名および該当ページ       | 備考 |
| 【資料 F-1】  | 寄附行為                  |    |
|           | 学校法人ノースアジア大学寄附行為      |    |
| 【資料 F-2】  | 大学案内                  |    |
|           | 令和 3（2021）年度大学案内      |    |
| 【資料 F-3】  | 大学学則                  |    |
|           | ノースアジア大学学則            |    |
| 【資料 F-4】  | 入学試験要項                |    |
|           | 令和 3（2021）年度入学試験要項    |    |
| 【資料 F-5】  | 学生便覧                  |    |
|           | 令和 2（2021）年度学生便覧      |    |
| 【資料 F-8】  | アクセスマップ、キャンパスマップ      |    |
|           | アクセスマップ               |    |
|           | 施設紹介                  |    |
| 【資料 F-9】  | 法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）  |    |
|           | 学校法人ノースアジア大学規程集目次     |    |
| 【資料 F-12】 | 履修要項、シラバス             |    |
|           | 令和 2（2021）年度経済学部科目ガイド |    |
|           | 令和 2（2021）年度法学部科目ガイド  |    |
|           | 令和 2（2021）年度シラバス      |    |

### 基準 1. 使命・目的等

| 基準項目                |                                 |    |
|---------------------|---------------------------------|----|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ                  | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定 |                                 |    |
| 【資料 1-1-1】          | ノースアジア大学学則 1 条                  |    |
| 【資料 1-1-2】          | ノースアジア大学学則 2 条 2 項              |    |
| 【資料 1-1-3】          | 学生便覧 37 頁（経済学科コース）              |    |
| 【資料 1-1-4】          | 学生便覧 57 頁（法律学科コース）              |    |
| 【資料 1-1-5】          | 学生便覧 66 頁（国際観光学科コース）            |    |
| 【資料 1-1-6】          | 学生便覧（履修モデル）                     |    |
| 【資料 1-1-7】          | 学生便覧 26 頁（卒業要件）                 |    |
| 【資料 1-1-8】          | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学キャリアセンター規程 2 条 |    |
| 【資料 1-1-9】          | 学生便覧（経済学科カリキュラム表）               |    |
| 【資料 1-1-10】         | 学生便覧（法律学科カリキュラム表）               |    |
| 【資料 1-1-11】         | 学生便覧（国際観光学科カリキュラム表）             |    |

|                    |                            |             |
|--------------------|----------------------------|-------------|
| 【資料 1-1-12】        | ノースアジア大学国家試験等センター行政研究室細則   |             |
| 【資料 1-1-13】        | ノースアジア大学国家試験等センター警察研究室細則   |             |
| 【資料 1-1-14】        | ノースアジア大学国家試験等センター司法研究室細則   |             |
| 【資料 1-1-15】        | ノースアジア大学国家試験等センター国際研究室細則   |             |
| 【資料 1-1-16】        | ノースアジア大学国家試験等センター観光研究室細則   |             |
| 【資料 1-1-17】        | ノースアジア大学国家試験等センター税務会計研究室細則 |             |
| 【資料 1-1-18】        | 「秋田経済法科大学の現状と課題」           | 【資料 F-1】を参照 |
| 【資料 1-1-19】        | 観光学科設置の資料                  |             |
| 【資料 1-1-20】        | 国際観光学科への名称変更届出             |             |
| 【資料 1-1-21】        | 学生便覧（国際観光学科の外国語科目）         |             |
| 【資料 1-1-22】        | 学生便覧（法律学科の新設必修科目）          |             |
| 1-2. 使命・目的及教育目的の反映 |                            |             |
| 【資料 1-2-1】         | 大学案内（令和 3 年度版）             |             |
| 【資料 1-2-2】         | 大学ホームページ（使命・目的の周知）         |             |
| 【資料 1-2-3】         | 大学ポートレート（使命・目的の周知）         |             |
| 【資料 1-2-4】         | 令和 2 年度「5 か年重点計画」          |             |
| 【資料 1-2-5】         | 大学案内（ディプロマ・ポリシー）           |             |
| 【資料 1-2-6】         | 入学者選抜要項（アドミッション・ポリシー）      |             |
| 【資料 1-2-7】         | 学生便覧（カリキュラム・ポリシー）          |             |
| 【資料 1-2-8】         | ホームページ                     |             |
| 【資料 1-2-9】         | 大学ポートレート                   |             |

## 基準 2. 学生

| 基準項目         |                |    |
|--------------|----------------|----|
| コード          | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 学生の受け入れ |                |    |
| 【資料 2-1-1】   | 入学者選抜要項 2 頁    |    |
| 【資料 2-1-2】   | 学科会議議事録        |    |
| 【資料 2-1-3】   | 教授会議議事録        |    |
| 【資料 2-1-4】   | 入学者選抜要項 2 頁    |    |
| 【資料 2-1-5】   | 入学者選抜要項 2 頁    |    |
| 【資料 2-1-6】   | 入学者選抜要項        |    |
| 【資料 2-1-7】   | 大学案内           |    |
| 【資料 2-1-8】   | ホームページ         |    |
| 【資料 2-1-9】   | 入試委員会議事録       |    |
| 【資料 2-1-10】  | 入試問題作成委嘱状      |    |

|             |                            |  |
|-------------|----------------------------|--|
| 【資料 2-1-11】 | 入試問題検討会案内（メール文書）           |  |
| 【資料 2-1-12】 | 入試問題校正行程表                  |  |
| 【資料 2-1-13】 | 入学者選抜要項（共通テスト利用選抜）         |  |
| 【資料 2-1-14】 | 入学試験実施要項                   |  |
| 【資料 2-1-15】 | 共通テスト実施要項                  |  |
| 【資料 2-1-16】 | 教授会議事録（判定会議）               |  |
| 【資料 2-1-17】 | 令和 3 年度入学者選抜要項             |  |
| 【資料 2-1-18】 | 秋季選抜要項                     |  |
| 【資料 2-1-19】 | 外国人留学生特別選抜要項               |  |
| 【資料 2-1-20】 | 編入・転入選抜要項                  |  |
| 【資料 2-1-21】 | 進学説明会参加実績                  |  |
| 【資料 2-1-22】 | 高校訪問実績                     |  |
| 【資料 2-1-23】 | 教務課（入試係）による高校訪問実績          |  |
| 【資料 2-1-24】 | 秋田県内の高校教諭を対象とした学園内進学説明会    |  |
| 【資料 2-1-25】 | 明桜高校生を対象とした学内進学説明会         |  |
| 【資料 2-1-26】 | カレッジプラザのシラバス               |  |
| 【資料 2-1-27】 | 明桜高校高大連携授業                 |  |
| 【資料 2-1-28】 | 明桜高校教諭との情報交換会              |  |
| 【資料 2-1-29】 | オープンキャンパス実施案内              |  |
| 【資料 2-1-30】 | 国際研究室の英検・TOEIC 等に向けた学修支援   |  |
| 【資料 2-1-31】 | 観光研究室の旅行業務取扱管理者試験に向けた学修支援  |  |
| 2-2. 学修支援   |                            |  |
| 【資料 2-2-1】  | 学生カード                      |  |
| 【資料 2-2-2】  | 新入生研修会プログラム                |  |
| 【資料 2-2-3】  | 「総合科目」・「学生生活入門」シラバス        |  |
| 【資料 2-2-4】  | 「キャリアサポート」・「インターンシップ」シラバス  |  |
| 【資料 2-2-5】  | 大学案内（国家試験等センター）            |  |
| 【資料 2-2-6】  | シラバス（オフィスアワー）              |  |
| 【資料 2-2-7】  | スチューデント・アシスタント要綱案          |  |
| 【資料 2-2-8】  | ウェブ英語実力テスト（プレースメントテスト）     |  |
| 【資料 2-2-9】  | 英語ウェブサイト                   |  |
| 【資料 2-2-10】 | 観光英語検定試験及び実用英語検定試験合格者実績    |  |
| 【資料 2-2-11】 | 国内旅行業務取扱管理者試験に向けた勉強会案内     |  |
| 【資料 2-2-12】 | 履修指導・ケース面談実績               |  |
| 【資料 2-2-13】 | ゼミナール便り                    |  |
| 2-3. キャリア支援 |                            |  |
| 【資料 2-3-1】  | カリキュラム表（キャリア系科目）           |  |
| 【資料 2-3-2】  | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学キャリアセンター規 |  |

|                   |                                   |  |
|-------------------|-----------------------------------|--|
|                   | 程                                 |  |
| 【資料 2-3-3】        | キャリア運営委員会議事録                      |  |
| 【資料 2-3-4】        | PROG テスト実施案内                      |  |
| 【資料 2-3-5】        | 大学 3 年生・進路に関する個人面談日程一覧            |  |
| 【資料 2-3-6】        | 合同企業説明会参加企業案内                     |  |
| 【資料 2-3-7】        | 大学案内（国家試験等センター）                   |  |
| 2-4. 学生サービス       |                                   |  |
| 【資料 2-4-1】        | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学合同学生委員会規程        |  |
| 【資料 2-4-2】        | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学学生相談室要綱          |  |
| 【資料 2-4-3】        | あいさつとスマイル運動案内                     |  |
| 【資料 2-4-4】        | ノースアジア大学留学生別科規程                   |  |
| 【資料 2-4-5】        | オリエンテーションパンフレット                   |  |
| 【資料 2-4-6】        | 学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の学業奨学生規程 |  |
| 【資料 2-4-7】        | ノースアジア大学観光奨学生要綱                   |  |
| 【資料 2-4-8】        | 学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制度要綱    |  |
| 【資料 2-4-9】        | 学校法人ノースアジア大学が設置する大学等の学納金支援制度要綱    |  |
| 【資料 2-4-10】       | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学奨学金貸与規程          |  |
| 【資料 2-4-11】       | ノースアジア大学スポーツ奨学生規程                 |  |
| 【資料 2-4-12】       | クラブ・サークル一覧                        |  |
| 【資料 2-4-13】       | 学生団体継続に関する代表者面談資料                 |  |
| 【資料 2-4-14】       | 学生便覧（学内全面禁煙）                      |  |
| 【資料 2-4-15】       | 学生便覧（キャンパスガイド）                    |  |
| 【資料 2-4-16】       | 学生カルテ                             |  |
| 【資料 2-4-17】       | あいさつとスマイル運動                       |  |
| 2-5. 学修環境の整備      |                                   |  |
| 【資料 2-5-1】        | ノースアジア大学雪国民俗館規程                   |  |
| 【資料 2-5-2】        | 「総合科目Ⅰ」及び「学生生活入門Ⅰ」のシラバス（図書館利用案内）  |  |
| 【資料 2-5-3】        | 図書館便り                             |  |
| 【資料 2-5-4】        | 学力別クラス分けと履修者数の制限                  |  |
| 2-6. 学生の意見・要望への対応 |                                   |  |
| 【資料 2-6-1】        | 授業評価アンケート                         |  |
| 【資料 2-6-2】        | ノースアジア大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程      |  |
| 【資料 2-6-3】        | 授業評価アンケート（綴り）                     |  |
| 【資料 2-6-4】        | 授業改善の取り組み（綴り）                     |  |

|             |                         |  |
|-------------|-------------------------|--|
| 【資料 2-6-5】  | 学生 FD ミーティング（冊子）        |  |
| 【資料 2-6-6】  | 学修状況に関する調査（学修支援）        |  |
| 【資料 2-6-7】  | 学生の実態に関する調査（満足度）        |  |
| 【資料 2-6-8】  | 学生の実態に関する調査（健康相談、経済的支援） |  |
| 【資料 2-6-9】  | 授業評価アンケート（学修環境）         |  |
| 【資料 2-6-10】 | 学生の実態に関する調査（学修環境）       |  |

### 基準 3. 教育課程

| 基準項目                |                              |    |
|---------------------|------------------------------|----|
| コード                 | 該当する資料名及び該当ページ               | 備考 |
| 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 |                              |    |
| 【資料 3-1-1】          | 大学案内（ディプロマ・ポリシー）             |    |
| 【資料 3-1-2】          | ホームページ（ディプロマ・ポリシー）           |    |
| 【資料 3-1-3】          | 大学ポートレート（ディプロマ・ポリシー）         |    |
| 【資料 3-1-4】          | ノースアジア大学学則 18 条、19 条、19 条の 2 |    |
| 【資料 3-1-5】          | 学生便覧                         |    |
| 【資料 3-1-6】          | ノースアジア大学学則 17 条              |    |
| 【資料 3-1-7】          | シラバス                         |    |
| 【資料 3-1-8】          | ノースアジア大学学則 18 条の 3           |    |
| 【資料 3-1-9】          | ノースアジア大学学則 17 条の 2           |    |
| 【資料 3-1-10】         | 学生便覧 17 頁                    |    |
| 【資料 3-1-11】         | ノースアジア大学学則 18 条              |    |
| 【資料 3-1-12】         | 学生便覧 3 頁                     |    |
| 【資料 3-1-13】         | ノースアジア大学学則 17 条              |    |
| 【資料 3-1-14】         | シラバス                         |    |
| 【資料 3-1-15】         | ノースアジア大学学則 14 条              |    |
| 【資料 3-1-16】         | 学生便覧 20 頁                    |    |
| 【資料 3-1-17】         | 成績表                          |    |
| 【資料 3-1-18】         | 卒業判定・進級判定教授会議事録              |    |
| 【資料 3-1-19】         | ノースアジア大学学則 19 条の 2           |    |
| 【資料 3-1-20】         | ノースアジア大学学位規程                 |    |
| 3-2. 教育課程及び教授方法     |                              |    |
| 【資料 3-2-1】          | 学生便覧（ディプロマ・ポリシー）             |    |
| 【資料 3-2-2】          | ホームページ（ディプロマ・ポリシー）           |    |
| 【資料 3-2-3】          | 大学ポートレート（ディプロマ・ポリシー）         |    |
| 【資料 3-2-4】          | 学生便覧（カリキュラム表）                |    |
| 【資料 3-2-5】          | 学生便覧（カリキュラム表）                |    |
| 【資料 3-2-6】          | 学生便覧（コース別履修モデル）              |    |

|                 |                              |  |
|-----------------|------------------------------|--|
| 【資料 3-2-7】      | シラバス                         |  |
| 【資料 3-2-8】      | ノースアジア大学履修科目の登録の上限に関する細則     |  |
| 【資料 3-2-9】      | 学生便覧 18 頁                    |  |
| 【資料 3-2-10】     | ノースアジア大学学則 12 条 2 項          |  |
| 【資料 3-2-11】     | カリキュラム表（総合科目）                |  |
| 【資料 3-2-12】     | 経済学科のアクティブ・ラーニング             |  |
| 【資料 3-2-13】     | 法律学科のアクティブ・ラーニング             |  |
| 【資料 3-2-14】     | 国際観光学科のフィールドワーク              |  |
| 【資料 3-2-15】     | プレイスメントテストと英語科目のクラス分け        |  |
| 【資料 3-2-16】     | 授業評価アンケート                    |  |
| 【資料 3-2-17】     | 授業改善の取り組み                    |  |
| 【資料 3-2-18】     | 学生 FD ミーティング冊子               |  |
| 3-3. 学修成果の点検・評価 |                              |  |
| 【資料 3-3-1】      | ノースアジア大学学則 17 条の 2           |  |
| 【資料 3-3-2】      | 学生便覧 17 頁                    |  |
| 【資料 3-3-3】      | 授業評価アンケート                    |  |
| 【資料 3-3-4】      | 学修状況に関する調査                   |  |
| 【資料 3-3-5】      | 学生生活満足度調査                    |  |
| 【資料 3-3-6】      | 学生便覧 20 頁                    |  |
| 【資料 3-3-7】      | ゼミナール便り                      |  |
| 【資料 3-3-8】      | 国際観光学科のセンサー科目の見える化           |  |
| 【資料 3-3-9】      | ゼミナール面談                      |  |
| 【資料 3-3-10】     | キャリア運営委員会                    |  |
| 【資料 3-3-11】     | 企業アンケート                      |  |
| 【資料 3-3-12】     | ノースアジア大学・秋田栄養短期大学資格取得者報奨制度要綱 |  |
| 【資料 3-3-13】     | 授業改善の取り組み                    |  |
| 【資料 3-3-14】     | PROG テスト結果                   |  |
| 【資料 3-3-15】     | ケース面談記録                      |  |

## 基準 6. 内部質保障

| 基準項目                  |                              |    |
|-----------------------|------------------------------|----|
| コード                   | 該当する資料名及び該当ページ               | 備考 |
| 6-1. 内部質保証の組織体制       |                              |    |
| 【資料 6-1-1】            | ノースアジア大学学則 1 条の 2            |    |
| 【資料 6-1-2】            | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 1 条、3 条 |    |
| 【資料 6-1-3】            | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 4～6 条   |    |
| 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価 |                              |    |

|                |                           |  |
|----------------|---------------------------|--|
| 【資料 6-2-1】     | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 2 条  |  |
| 【資料 6-2-2】     | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 7 条  |  |
| 【資料 6-2-3】     | 大学ホームページ（自己点検及び自己評価）      |  |
| 【資料 6-2-4】     | 授業評価アンケート                 |  |
| 【資料 6-2-5】     | 学修状況に関する調査                |  |
| 【資料 6-2-6】     | 学生の実態に関する調査               |  |
| 【資料 6-2-7】     | 教員の自己評価書                  |  |
| 【資料 6-2-8】     | 事務局による自己点検報告書             |  |
| 【資料 6-2-9】     | ホームページ                    |  |
| 【資料 6-2-10】    | 学校法人ノースアジア大学 IR 推進室規程 1 条 |  |
| 6-3. 内部質保証の機能性 |                           |  |
| 【資料 6-3-1】     | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 5 条  |  |
| 【資料 6-3-2】     | ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程 10 条 |  |
| 【資料 6-3-3】     | 進学説明会担当者表                 |  |
| 【資料 6-3-4】     | 高校訪問担当者表                  |  |
| 【資料 6-3-5】     | 進学説明会報告書                  |  |
| 【資料 6-3-6】     | 高校訪問報告書                   |  |
| 【資料 6-3-7】     | 高大連携授業報告書                 |  |
| 【資料 6-3-8】     | 学生募集・入試検討会議報告書            |  |
| 【資料 6-3-9】     | 教務部教務課自己点検報告書             |  |
| 【資料 6-3-10】    | 広報戦略部広報戦略課自己点検報告書         |  |
| 【資料 6-3-11】    | キャリアセンター自己点検報告書           |  |
| 【資料 6-3-12】    | 教務委員会自己点検報告書              |  |
| 【資料 6-3-13】    | 入試委員会自己点検報告書              |  |

#### IV. 独自基準設定と自己点検・評価

##### 基準 A. 地域貢献・地域活性化

| 基準項目             |                        | 備考 |
|------------------|------------------------|----|
| コード              | 該当する資料名及び該当ページ         |    |
| A-1. 特色ある教育と地域貢献 |                        |    |
| 【資料 A-1-1】       | 総合研究センター公開講座パンフレット     |    |
| 【資料 A-1-2】       | ノースアジア大学文学賞式次第         |    |
| 【資料 A-1-3】       | ウインドオーケストラ・コンサートパンフレット |    |
| 【資料 A-1-4】       | 高校生向け公務員試験対策講座パンフレット   |    |
| 【資料 A-1-5】       | 雪国民俗館シンポジウムパンフレット      |    |

##### 基準 B. 地域に根ざした大学教育

| 基準項目 |                | 備考 |
|------|----------------|----|
| コード  | 該当する資料名及び該当ページ |    |

|                  |                             |  |
|------------------|-----------------------------|--|
| A-1. 特色ある教育と地域貢献 |                             |  |
| 【資料 B-1-1】       | 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（経済学科）   |  |
| 【資料 B-1-2】       | 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（法律学科）   |  |
| 【資料 B-1-3】       | 秋田県私立大学等即戦力人材育成支援事業（国際観光学科） |  |
| 【資料 B-1-4】       | 国際観光学科卒業生と在学生とのキャリア懇談会      |  |
| 【資料 B-1-5】       | 観光系企業による学内講演会               |  |
| 【資料 B-1-6】       | 観光系企業への訪問研修（メトロポリタン秋田）      |  |
| 【資料 B-1-7】       | 日本版 DMO に着目した秋田県北へのフィールドワーク |  |

#### 特記事項

| 基準項目     |                    | 備考 |
|----------|--------------------|----|
| コード      | 該当する資料名及び該当ページ     |    |
| 特記事項     |                    |    |
| 【資料 特 1】 | 模擬裁判パンフレット         |    |
| 【資料 特 2】 | ノースアジアツーリスト パンフレット |    |
| 【資料 特 3】 | 竿灯まつり実施伺い          |    |
| 【資料 特 4】 | 経済学部ゼミナール協議会資料     |    |
| 【資料 特 5】 | 学生論文コンクール資料        |    |